

# 2019(平成31)年度児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益の実現に向け、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底するとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、児童虐待防止対策・社会的養育を迅速かつ強力に推進する。

## ○ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

(平成31年度予算案)

1,698億円

(平成30年度予算額)

(1,548億円)

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益の実現に向け、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底するとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、児童虐待防止対策・社会的養育を迅速かつ強力に推進する。

これを踏まえた、平成31年度予算案の主な内容は以下のとおり。

児童虐待防止対策関係予算及び社会的養育関係予算の主な内訳は以下のとおり。

◇ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	169億円	(159億円)
◇ 児童入所施設措置費等	1,317億円	(1,266億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	157億円	(71億円)
◇ 妊娠・出産包括支援事業	38億円	(36億円)
◇ 産婦健康診査事業	13億円	(11億円)
◇ 児童相談体制整備事業費	2億円	(2.9億円)
◇ 里親養育包括支援（ファミリー）職員研修事業	0.3億円	(-)
◇ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業	0.2億円	(0.2億円)
◇ 里親制度等広報啓発事業	0.7億円	(0.6億円)

※上記のほか、社会的養育関係予算として国立児童自立支援施設の運営に必要な経費を計上

# 1. 児童虐待の発生予防

児童相談所や市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約7割（平成29年度）であることを踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチなどを通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減する。

## (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

### ① 子育て世代包括支援センターの全国展開等

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、退院直後の母子への心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」などを実施し、より身近な場で妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図る。

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施。

【妊娠・出産包括支援事業：38億円】

### ② 産前・産後母子支援事業の充実【拡充】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、全国展開を図るとともに、妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等を新たに補助対象に加える。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

#### 【補助基準額（案）】

・支援コーディネーターの配置等	1か所当たり	7,068千円
・看護師の配置等	1か所当たり	4,838千円
補助職員を配置する場合	1か所当たり	1,059千円加算
・改修費・備品費等	1か所当たり	8,000千円<<新規>>

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2）

国：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

# 1. 児童虐待の発生予防（続き）

## ③ 産婦健康診査事業

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

【産婦健康診査事業：13億円】

## (2) 子育て家庭へのアウトリーチ

### ① 乳児家庭全戸訪問事業（内閣府予算）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,304億円の内数】

#### 【補助基準額（案）】

- ・ケース対応会議の開催、養育支援訪問事業における育児・家事援助、専門的相談支援を実施している市町村  
1訪問当たり 8千円
- ・上記以外の市町村 1訪問当たり 6千円

【実施主体】市町村

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

### ② 養育支援訪問事業（内閣府予算）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,304億円の内数】

#### 【補助基準額（案）】

- ・育児家事援助の実施 1訪問当たり 6千円
- ・専門的相談支援の実施 1訪問当たり 8千円
- ・分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 1訪問当たり 10千円
- ・育児家事援助を民間団体へ委嘱する際に運営に必要な事務費 1市町村当たり 564千円

【実施主体】市町村

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

# 1. 児童虐待の発生予防（続き）

## ③ 未就園児等全戸訪問事業（仮称）【新規】

福祉サービス等を利用していない未就園児や不就学児がいる家庭への訪問を行い、目視による子どもの安全確認や養育環境の把握を行う事業に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

### 【補助基準額（案）】

訪問費用 訪問数×6千円  
事務職員雇上費 1日当たり6,790円  
民間団体へ委託する場合の事務費 564千円

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

## (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施【拡充】（内閣府予算）

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。

また、保護者が子どもを預入先の施設等へ連れていくことが困難である場合等において、自宅への訪問による子どもの預かりを実施するほか、入所期間中における通学時の安全確保のための付き添い支援を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,304億円の内数】

### 【補助基準額（案）】

#### 1 運営費

##### (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数×8,640円  
イ 2歳以上児 年間延べ日数×4,730円  
ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数×1,200円  
エ 訪問による児童の預かり、  
通学時の付き添いの実施 実施日数×1,860円《新規》

##### (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業  
（ア）基本分 年間延べ日数×900円  
（イ）宿泊分 年間延べ日数×900円  
イ 休日預かり事業 年間延べ日数×2,010円  
ウ 訪問による児童の預かり、  
通学時の付き添いの実施 実施日数×1,860円《新規》

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

【実施主体】市町村

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3



## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童虐待が発生した場合の子どもの安全を確保するための初期対応が确实・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上等を行う。

### (1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定

2018年7月の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、2019年度からの4年間で、児童虐待防止対策を抜本的に強化する「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を策定し、①児童相談所については、児童福祉司3,240人体制から2,020人程度の増員※、②市町村については、子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置などに取り組む。

※新プランの策定に当たり、2019年度の初年度においては、児童福祉司について約4,300人、児童心理司について約1,610人とすることを計画している。(地方財政措置が講じられる予定)

### (2) 児童相談所の体制強化等

#### ① 児童相談所体制整備事業【拡充】

1. 児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、子ども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。
2. 児童相談所とともに児童虐待対応に当たる市町村の対応力向上を図るため、都道府県(児童相談所)による市町村への支援を強化し、適切な役割分担の下に相互連携の促進を図る。
3. 虐待対応件数の増加等を踏まえ、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられるよう対応協力員の配置を推進するとともに、児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化に伴い、24時間対応強化のための体制を拡充する。
4. 病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整(入所先、保護者、関係機関等との調整)を図るための職員を児童相談所に配置するための費用を創設することにより、体制整備を図る。
5. 子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいよう、SNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設する。【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

（前ページからの続き）

### 【補助基準額（案）】

1. スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円
2. 市町村との連携強化事業 4,212千円 ※東日本大震災被災地特別加算 4,565千円
3. 24時間・365日体制強化事業
  - ・ 24時間体制強化事業（時間外受付を22時まで実施） 4,956.5千円  
（時間外受付を22時以降も実施） 9,913千円
  - ※各都道府県等内1か所のみ加算 2,478千円《拡充》
  - ・ 365日体制強化事業 2,599千円
4. 医療連携支援コーディネーター配置事業（仮称）4,433千円《拡充》
5. SNS等相談事業（仮称）38,132千円《拡充》

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

### （参考）

○児童相談所におけるICT化の推進（後掲21ページ参照）

子どもの情報等の管理をシステム化するなど、児童相談所の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務を軽減するため、児童相談所のICT化の推進に資する機器等の整備を図る。

### ② 児童相談所の設置促進【拡充】

中核市及び特別区等における児童相談所の設置準備に伴い、①増加する業務に対応するための補助職員の配置に係る補助（中核市・特別区等に対する補助）、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助（中核市・特別区等に対する補助）を拡充、③児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等に職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用を補助し、児童相談所の設置支援を行う。

さらに、新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が一時保護所を整備する際の補助単価の充実を図るとともに、都道府県等が個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような一時保護所を整備を行う際の加算を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：157億円の内数】

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

（前ページからの続き）

### ○児童虐待防止対策支援事業（児童相談所設置促進事業）

【補助基準額（案）】

①設置準備対応職員を配置する場合 2,172千円

②研修等代替職員を配置する場合 3,420千円«拡充»

③都道府県等職員の派遣に伴う代替職員を配置する場合 6,839千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市・市（特別区含む）

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市・市（特別区含む）1/2

### ③ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」【拡充】

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや子育てに悩んだときなどに、児童相談所への通告や相談が適切に行われるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、引き続き、音声ガイダンスやコールセンターの運用を行うとともに、必要な通告・相談を行いやすい環境整備を行うため、無料化を行う。併せて24時間対応強化のための体制を拡充する。

【児童相談体制整備事業等：2.0億円】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

（参考）平成30年度第2次補正予算案

### ○児童相談所における全国共通ダイヤル「189」の無料化

【情報処理業務庁費：7.9億円】

児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が児童相談所に適切に通告・相談できるよう、全国共通ダイヤル「189」の無料化を実施する。

### ④ 児童福祉司等専門職採用活動支援事業【新規】

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）目標達成に向け、都道府県等が行う児童福祉司等の専門職の確保のための採用活動等にかかる費用の補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

### ○児童虐待防止対策支援事業（児童福祉司等専門職採用活動支援事業）

【補助基準額（案）】4,184千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

### ⑤ 児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上【拡充】

平成28年改正児童福祉法により、新たに義務付けられた研修等を円滑に実施することができるよう、都道府県等に研修専任コーディネーターを配置するとともに、都道府県等が、児童福祉司スーパーバイザー研修及び児童相談所長研修等を実施又は委託する費用の補助を行う。

※ 都道府県が行う市町村職員を対象とする研修の実施回数の増加を図るため、事業を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

#### ○児童虐待防止対策支援事業（児童虐待防止対策研修事業）

【補助基準額（案）】（1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市町村当たり）

- |                      |         |                  |
|----------------------|---------|------------------|
| ・児童福祉司任用前講習会等        | 3,085千円 | （児童福祉司任用前講習会の場合） |
| ・児童福祉司任用後研修          | 3,085千円 |                  |
| ・児童福祉司スーパーバイザー研修     | 2,285千円 | （自主開催の場合）        |
| ・要保護児童対策調整機関調整担当者研修  | 2,984千円 |                  |
| ・児童相談所長研修            | 2,285千円 | （自主開催の場合）        |
| ・虐待対応関係機関専門性強化事業     | 307千円   | （協力体制の整備の場合）     |
| ・児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 | 1,511千円 | ≪拡充≫（研修実施費用）     |
| ・医療機関従事者研修           | 555千円   |                  |
| ・研修専任コーディネーターの配置     | 4,617千円 | 等                |

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・市町村1/2

### ⑥ 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修、児童相談所などの専門機関からの専門的な相談助言、児童福祉施設での臨床研究と連携した研究等を実施する。

※ 児童虐待に対する職員の専門性の向上を図るため、東日本に1か所のみとなっている研修センターについて、事業を拡充し、西日本にも拠点を設ける。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

【実施主体】横浜市、西日本1か所（事業を適切に実施することができる自治体を選定）

【補助率】定額（国：10/10相当）



## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

### ⑦ 児童相談所の法的機能の強化

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法に関する相談や対応が必要となる事例について家庭裁判所、関係機関等との調整を行う弁護士の配置を促進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

#### ○児童虐待防止対策支援事業（法的対応機能強化事業）

【補助基準額（案）】

・弁護士配置 1 児童相談所当たり 7,822千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

### ⑧ 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化

児童相談所及び市町村において、児童虐待の通告を受けた際に子どもの安全確認等を行う体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

#### ○児童虐待防止対策支援事業（児童の安全確認等のための体制強化事業）

【補助基準額（案）】

・児童相談所分 1 児童相談所当たり 13,851千円

・市町村分 1 市町村当たり 9,234千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村1/2

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

### （3）市町村の体制強化等

#### ① 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進、相談支援体制の強化【拡充】

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、これまでの運営費及び改修費等の補助に加え、開設準備経費への補助を創設するとともに、土日・夜間の運営費などの補助を創設することにより、市町村の相談支援体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：157億円の内数】

○児童虐待防止対策支援事業（市町村相談体制整備事業（市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業））

【補助基準額（案）】

・基礎単価（直営1か所当たり）

小規模A型 3,725千円

小規模B型 9,502千円

小規模C型 15,781千円

中規模型 21,053千円

大規模型 39,057千円

※上乗せ配置単価 1人当たり 2,715千円

・開設準備経費 7,678千円<<新規>>

・夜間・土日加算 運営時間に応じて加算<<新規>>

・嘱託弁護士・医師等配置加算 360千円<<新規>>

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村 【補助率】国1/2、市町村1/2

○次世代育成支援対策施設整備交付金（子ども家庭総合支援拠点）

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

※ 補助基準額（30年度）：8,060千円（交付基礎点数に1,000円を乗じた額）

#### ② 在宅における養育支援の充実【新規】

市区町村子ども家庭総合支援拠点を通じたレスパイトケア等の在宅における養育支援の充実を図るための事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

○児童虐待防止対策支援事業（市町村相談体制整備事業（市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業）（仮称））

【補助基準額（案）】

支援拠点を通じた一時預かり事業等の実施に要する費用を補助。事業量に応じた補助単価を設定予定。

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2 ※レスパイトケア等の実施に要する費用を補助

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

### ③ 市町村へのスーパーバイザーの配置

市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での子どもの支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーの配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

○児童虐待防止対策支援事業（市町村相談体制整備事業（市町村スーパーバイズ事業））

【補助基準額（案）】

- |                            |         |         |
|----------------------------|---------|---------|
| ・児童相談所設置を目指す中核市、施行時特例市、特別区 | 1市区当たり  | 2,605千円 |
| ・その他、一般市町村                 | 1市町村当たり | 1,303千円 |

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

### ④ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員等の配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

○児童虐待防止対策支援事業（市町村相談体制整備事業（要保護児童対策地域協議会機能強化事業））

【補助基準額（案）】

- |            |         |         |
|------------|---------|---------|
| ・代替職員      | 1市町村当たり | 68千円    |
| ・虐待対応強化支援員 | 1市町村当たり | 2,605千円 |

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

### ⑤ 虐待防止のための情報共有システム構築事業【新規】

市町村の関係部署や児童相談所等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 40,000千円

【実施主体】 都道府県・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・市町村1/2

### ⑥ 児童虐待防止のための広報啓発事業

児童虐待の通告先の周知や意識啓発等の広報啓発を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 13,358千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

### ⑦ 評価・検証委員会設置促進事業【拡充】

外部有識者等による重大事例の検証、児童相談所の業務管理等に関する評価・助言等を行う「評価・検証委員会」を都道府県等に設置する。

※ 虐待による死亡事例が発生した際の検証を促すため、実施主体（現行：都道府県、指定都市、児童相談所設置市）を全ての自治体に拡大。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 933千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村1/2



### ⑧ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,304億円の内数】

#### 【補助基準額（案）】

##### ○調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

- ・ 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など 受講1人当たり 80千円
  - ・ 地域のネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1市町村当たり 660千円
  - ・ (ア) ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築  
(イ) ネットワークの調整機関による情報収集や、利用支援事業との相互の役割分担の調整等  
(アのみ実施) 1市町村当たり 720千円  
(ア、イのみ実施) 1市町村当たり 2,520千円
  - ・ ネットワークの活動等の周知 1市町村当たり 640千円
- ネットワーク関係機関の連携強化 1市町村当たり 3,000千円

【実施主体】市町村

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

### （4）一時保護児童の受入体制の充実

#### ① 児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備【拡充】

児童養護施設等において、一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを実施できる設備を有し（一時保護専用施設）、一時保護児童の受入体制の充実を図る。

また、医療的ケア児や障害のある子どもなど特に支援が必要な子どもを、児童養護施設等が設置している一時保護専用施設において受け入れた際の加算を創設するとともに、一時保護専用施設を複数設置できるよう補助要件を緩和する。

【児童入所施設措置費等：1,317億円の内数】

#### ② 賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【新規】

一時保護を行う際は、一人ひとりの子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行う必要があるため、児童養護施設・乳児院等で賃貸物件による一時保護専用施設を設置する際に、一時保護専用施設の設備基準を満たすために必要な改修費に係る補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

○児童虐待防止対策支援事業（賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業（仮称））

【補助基準額（案）】 16,000千円≪新規≫

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

#### ③ 一時保護所の整備の推進【拡充】

新たに児童相談所設置市になる中核市及び特別区が一時保護所を設置する場合において、先駆的な取組として、年齢、性別、入所事由（虐待、非行等）、その他個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような施設整備を行う場合の補助単価の加算について、単価の引上げを行う。

また、上記以外の都道府県・指定都市・児童相談所設置市が、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような、施設整備を行う場合の補助単価の加算を創設する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：157億円の内数】

【児童入所施設措置費等：1,317億円の内数】

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

### ④ 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

#### ○児童虐待防止対策支援事業（一時保護機能強化事業）

【補助基準額（案）】一時保護対応協力員一人当たり 1,635千円

※一時保護所において学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合：4,153千円（学習指導協力員1名を上限）

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

### ⑤ 一時保護所における第三者評価の推進

一時保護所において、保護・支援を受ける子どもの立場に立った、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する一時保護所に対し、第三者評価受審費の補助を行う。

【児童入所施設措置費等：1,317億円の内数】

## （5）子どもの権利擁護の推進

### 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業【新規】

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

#### ○児童虐待防止対策支援事業（子どもの権利擁護に係る実証モデル事業）

【補助基準額（案）】1自治体当たり 8,175千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】定額（国：10/10相当）

### 3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

- 虐待を受けた子どもについて、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置が採られることとなった場合には、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後や施設退所後等も含め、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

#### (1) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進

##### ① 家族再統合に向けた取組の推進

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、家族再統合への取組を進める。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

##### ○児童虐待防止対策支援事業（保護者指導・カウンセリング強化事業）

【補助基準額（案）】（1児童相談所当たり）

・保護者指導支援カウンセリング事業	887千円
・家族療法事業	1,968千円
・ファミリーグループカンファレンス事業	3,609千円
・宿泊型事業	4,355千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2



### 3. 虐待を受けた子どもなどへの支援（続き）

#### ② 包括的な里親養育支援体制の構築に向けた取組の推進【拡充】

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を一貫して担う包括的な里親養育支援体制を構築するため、

- ・ フォスタリング業務（包括的里親養育支援）を統括する責任者や、里親の開拓等を担う里親リクルーター、里親への研修等を担う里親トレーナーを新たに配置するとともに、
- ・ 委託後の家庭訪問等による養育支援を担う相談支援員を委託児童数に応じて加配するなど、支援体制を大幅に拡充する。また、フォスタリング業務を担う職員の人材育成に向けた研修事業の創設等により、里親等委託を推進する。

併せて、民間フォスタリング機関の積極活用や、養子縁組民間あっせん機関等を活用した養子縁組里親への支援など、都道府県等による地域の実情に応じた取組を推進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

【里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業：32百万円】

○里親養育包括支援（フォスタリング）事業 【補助基準額（案）】			④里親委託推進等事業 新規里親委託件数	1か所当たり	6,384千円
①統括責任者加算	1か所当たり	5,781千円<<新規>>	15件以上30件未満	1か所当たり	1,059千円加算
②里親制度等普及促進・里親リクルート事業			30件以上45件未満	1か所当たり	2,792千円加算
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,966千円	45件以上	1か所当たり	3,835千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり	1,311千円	⑤里親訪問等支援事業	1か所当たり	9,575千円
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	5,643千円加算<<新規>>	里親等委託児童数		
新規里親登録件数			20人以上40人未満	1か所当たり	2,227千円加算<<新規>>
15件以上25件未満	1か所当たり	1,239千円加算<<新規>>	40人以上60人未満	1か所当たり	4,125千円加算<<新規>>
25件以上35件未満	1か所当たり	1,771千円加算<<新規>>	60人以上80人未満	1か所当たり	7,436千円加算<<新規>>
35件以上	1か所当たり	2,304千円加算<<新規>>	80人以上	1か所当たり	10,040千円加算<<新規>>
③里親研修・トレーニング等事業			心理訪問支援員配置加算（常勤）	1か所当たり	5,003千円加算
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	7,493千円	心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1か所当たり	1,552千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり	4,996千円	面会交流支援加算	1か所当たり	2,194千円加算<<新規>>
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	5,342千円加算<<新規>>	夜間・土日相談対応強化加算	1か所当たり	2,815千円加算<<新規>>
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,603千円加算	⑥共働き家庭里親委託促進事業	1自治体当たり	3,747千円
研修代替要員費	1人当たり	37千円<<新規>>			

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市・児童相談所設置予定市区<<新規>>

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・児童相談所設置予定市区1/2

○里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業<<新規>>

【実施主体】法人（公募により選定） 【補助率】定額（10/10相当）

### 3. 虐待を受けた子どもなどへの支援（続き）

#### ③ 特別養子縁組の推進【拡充】

心理療法担当職員を配置し、定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援体制を構築するなど、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、受審が義務化される第三者評価に要する費用を補助する。また、養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者の手数料負担の軽減を図るなど、特別養子縁組を推進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

【養子縁組民間あっせん機関職員研修事業：19百万円】

##### ○養子縁組民間あっせん機関助成事業

【補助基準額（案）】

##### ①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- ・養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
- ・第三者評価受審促進事業

受講者1人当たり	53千円
1か所当たり	300千円<<新規>>

##### ②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- ・養親希望者等支援モデル事業
- ・障害児等支援モデル事業
- ・心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
- ・特定妊婦への支援体制構築モデル事業

1か所当たり	4,551千円
1か所当たり	2,942千円
1か所当たり	6,072千円<<新規>>
1か所当たり	6,244千円<<新規>>

##### ③養親希望者手数料負担軽減事業

1人当たり	上限300千円<<新規>>
-------	---------------

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

##### ○養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

【実施主体】法人（公募により選定） 【補助率】定額（10/10相当）

#### ④ 里親制度・特別養子縁組制度の普及促進

里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上のため、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

【里親制度等広報啓発事業：70百万円】

【実施主体】法人（公募により選定） 【補助率】定額（10/10相当）

### 3. 虐待を受けた子どもなどへの支援（続き）

#### (2) 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

##### ① 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進【拡充】

児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の推進を図るとともに、施設の職員配置基準の強化を含む高機能化及び多機能化・機能転換などを推進し、社会的養育体制の充実（※）を図る。併せて、これを支える人材を育成するため、研修事業の拡充を図る。

- ※・ 児童養護施設における生活単位の小規模かつ地域分散化の推進、小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア）における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね6：3→6：4）
- ・ 児童養護施設におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね6：3→4：4）
- ・ 乳児院におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね4：4→4：5）

【児童入所施設措置費等：1,317億円の内数】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

##### ○児童入所施設措置費等（詳細は、P70）

###### ・小規模かつ地域分散化

①児童養護施設等における小規模グループケアの定員を最大8名から6名に引き下げる（経過措置あり）。

②地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケアの養育体制の充実を図るため、職員を1名加配した場合の費用を支弁する。

※小規模かつ地域分散化された生活単位（分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設）に常勤1人を加配する

###### ・高機能化

①児童養護施設において、ケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型を新設し、かつ、当該生活単位における養育体制の充実を図るため、職員を4名（非常勤含む）配置した場合の費用を支弁する。

※ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職と連携した類型（4人定員の生活単位）を新設

※現行の小規模グループケアに対して常勤1人を加配した水準とする。

②乳児院において、ケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実を図るため、職員を5名（非常勤含む）配置した場合の費用を支弁する。

※現行の小規模グループケアに対して常勤1人を加配した水準とする。

○児童家庭支援センター運営等事業

【補助基準額（案）】

①児童家庭支援センター運営事業

事務費	常勤心理職配置の場合	1か所当たり	11,526千円
	非常勤心理職配置の場合	1か所当たり	7,687千円
事業費	件数区分に応じて	1か所当たり	353千円～6,615千円«運用改善»
初度調弁費		1か所当たり	400千円

②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業 1か所当たり 1,068千円

③指導委託促進事業 1件当たり（月） 106千円«運用改善»

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

○児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

【補助基準額（案）】

①短期研修	宿泊あり	1人当たり	132,000円
	宿泊なし	1人当たり	73,000円
②長期研修	送り出し施設	1人当たり	1,050,000円
	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216,000円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,992,000円
	受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
③研修開催費	受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
	1自治体当たり（各施設種別単位）		2,443,000円«新規»

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2



### 3. 虐待を受けた子どもなどへの支援（続き）

#### ② 児童養護施設・乳児院等の職員の人材確保【新規】

児童養護施設・乳児院等の職員の人材確保に向けて、職員の更なる処遇改善（+1%）を図るとともに、補助職員の活用により、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担を軽減する。

【児童入所施設措置費等：1,317億円の内数】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

##### ○児童養護施設等体制強化事業「新規」

【補助基準額（案）】 1か所当たり 3,833千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

##### ○児童養護施設等におけるICT化等推進事業「平成30年度第2次補正予算案」

【補助基準額（案）】

###### ①児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化推進事業

1か所当たり 1,000千円「新規」

###### ②情報連携体制整備事業

1自治体当たり 40,000千円「新規」

###### ③児童相談所におけるICT化推進事業

1か所当たり 1,000千円「新規」

###### ④マイナンバー情報連携に係るシステム改修等

1自治体当たり 526千円「新規」

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村、市町村

【補助率】

###### ①児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化推進事業

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

###### ②情報連携体制整備事業

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

###### ③児童相談所におけるICT化推進事業

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

###### ④マイナンバー情報連携に係るシステム改修等

国：2/3、都道府県・市町村：1/3

### 3. 虐待を受けた子どもなどへの支援（続き）

#### ③ 乳児院等多機能化推進事業の充実【拡充】

乳児院等における育児指導機能の強化や医療機関との連携強化を図るとともに、特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業の全国展開等（再掲）により、多機能化等に向けた取組を推進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

#### ○乳児院等多機能化推進事業

##### 【補助基準額（案）】

①育児指導機能強化事業	1か所当たり	4,887千円
②医療機関等連携強化事業		
・連絡調整を担う職員	1か所当たり	1,924千円
・連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合		
・医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合	1か所当たり	2,060千円
・医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合	1か所当たり	4,833千円
・医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合	1か所当たり	6,257千円
③産前・産後母子支援事業 ※産前・産後母子支援事業（モデル事業）の全国展開と併せて当該事業に編入		
・支援コーディネーターの配置等	1か所当たり	7,068千円
・看護師の配置等	1か所当たり	4,838千円
補助職員を配置する場合	1か所当たり	1,059千円加算
・改修費・備品費等	1か所当たり	8,000千円<<新規>>

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

### 3. 虐待を受けた子どもなどへの支援（続き）

#### ④ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進

できる限り良好な家庭的環境で子どもが養育されることができるよう、児童養護施設等に対して、施設整備や既存の建物の改修・賃借料への補助等を行うことにより、施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組を着実に推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：157億円の内数】

【児童入所施設措置費等：1,317億円の内数】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

#### ○児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

【補助基準額（案）】（いずれも1か所当たり）

・児童養護施設等の環境改善事業 8,000千円

※里親、児童家庭支援センター及び母子家庭等就業・自立支援センター分は1,000千円

※児童家庭支援センター開設支援事業は3,000千円

・地域子育て支援拠点の環境改善事業 8,000千円

・児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 8,000千円

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村 ※事業により一部異なる

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

### 3. 虐待を受けた子どもなどへの支援（続き）

#### （3）自立支援の充実等

##### ① 社会的養護自立支援事業等の充実【拡充】

里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、自立に向けた支援の充実を図るため、措置解除後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」及び「就学者自立支援事業」について、高校卒業後に浪人した者等に対する学習塾費の支援など大学等への進学に向けた学習費や進学する際の支度費などの新たな補助等を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

##### ○社会的養護自立支援事業等

###### 【補助基準額（案）】

##### ①社会的養護自立支援事業 ※母子生活支援施設を対象に追加《拡充》

- ・支援コーディネーター配置 1か所当たり 6,131千円
- ・居住費支援 1人当たり月額 里親86千円、児童養護施設309千円等
- ・生活費支援 1人当たり月額 就学・就労をしていない者50,540円、就学している者11,020円、一般住宅（就学後中退した者）50,000円等
- ・生活相談支援 1か所当たり 常勤2名以上配置12,150千円、左記以外8,913千円
- ・就労相談支援 1チーム当たり 5,732千円
- ・学習費等支援《新規》 特別育成費 基本額 1人当たり月額23,985円、資格取得等特別加算 1人当たり56,570円  
補習費 1人当たり月額15,000円  
補習費特別分 1人当たり月額25,000円  
就職支度費 一般分 1人当たり81,260円、特別基準分 1人当たり194,930円  
大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり81,260円、特別基準分 1人当たり194,930円

##### ②身元保証人確保対策事業

- ・就職時の身元保証 年間保険料10,560円
- ・賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料19,152円
- ・大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料10,560円

【実施主体】①都道府県・指定都市・児童相談所設置市

②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）



### 3. 虐待を受けた子どもなどへの支援（続き）

（前ページからの続き）

#### ○就学者自立生活援助事業

【補助基準額（案）】

- ①生活費支援 1人当たり月額 11,020円
- ②特別育成費 基本額 1人当たり月額23,985円、資格取得等特別加算 1人当たり56,570円
- ③児童用採暖費 1人当たり月額363円
- ④就職支度費 一般分 1人当たり81,260円、特別基準分 1人当たり194,930円
- ⑤大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり81,260円、特別基準分 1人当たり194,930円
- ⑥補習費<新規> 1人当たり月額15,000円、補習費特別分 1人当たり月額 25,000円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

#### ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業<平成30年度第2次補正予算案>

【貸付対象者及び貸付額等】

- ①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】

【貸付期間：2年】

- ②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】

【貸付期間：正規修学年数】

- ③資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。

【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

※一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

【実施主体】

- ①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）

- ②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】

- ①の場合 国9/10、都道府県1/10

- ②の場合 定額（9/10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

### 3. 虐待を受けた子どもなどへの支援（続き）

#### ② 未成年後見人支援事業【拡充】

未成年後見人の確保を図るため、未成年後見人に対する報酬や損害賠償保険料の補助を実施する。

※被後見人の資産要件を緩和（1,000万円未満→1,700万円未満）

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：169億円の内数】

#### ○未成年後見人支援事業

##### 【補助基準額（案）】

①未成年後見人の報酬補助事業 年額240千円

②未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業 未成年後見人：5,210円、被後見人：6,190円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

### 3. 虐待を受けた子どもなどへの支援（続き）

#### ③ 補習費（特別育成費）の充実【拡充】

児童養護施設等入所者等の大学進学を推進するため、「特別育成費」の「補習費」を月額15,000円から月額20,000円（高校3年生については25,000円）に増額する。

【児童入所施設措置費等：1,317億円の内数】

#### ④ 通学費（特別育成費）の実費分の支弁【新規】

児童養護施設等入所者等の学習機会を確保するため、「特別育成費」に「通学費」を新設し、通学にかかる実費を支弁する。

【児童入所施設措置費等：1,317億円の内数】

#### ⑤ 特別育成費の適正化

これまでの定額支弁を実費支弁（ただし、現行の単価を上限※とする。）に変更し、特別育成費の適正化を図る。

※新設する通学費を除く

【児童入所施設措置費等：1,317億円の内数】

#### ⑥ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）における受託支度費の支弁【新規】

自立援助ホームに入所する児童等（虐待等により保護者の援助が見込めない児童等に限る。）が、速やかに生活基盤を整え、就労等の自立に繋げることができるよう、受託支度費を支弁する。

【児童入所施設措置費等：1,317億円の内数】

#### ⑦ 冷暖房費の創設【新規】

夏季の冷房費用を支弁することとし、通年の「冷暖房費」を創設する。

※これに伴い事務用採暖費、児童用採暖費、寒冷地加算を廃止する。

【児童入所施設措置費等：1,317億円の内数】

# 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント

## （平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

### 児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→	5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→	2,150人※1	+ 790人程度
保健師	100人※3	→	各児童相談所※2	+ 110人程度
合計	4,690人	→	7,620人	+ 2,930人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで ※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

### 市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）



## 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画初年度

	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度) ※	2022年度 (新プラン目標)
<b>【児童相談所】</b>			
児童福祉司	3,240 人	〔 + 4,300 人 1,070 人 〕	〔 + 5,260 人 2,020 人 〕
児童心理司	1,360 人	〔 + 1,610 人 260 人 〕	〔 + 2,150 人 790 人 〕
保健師	100 人	各児童相談所 〔 + 110 人 〕	各児童相談所
<b>【市町村】</b>			
子ども家庭総合支援拠点	106 市町村 <small>(2018年2月実績)</small>	〔 + 800 市町村 694 市町村 〕	全市町村
要対協調整機関調整担当者	988 市町村 <small>(2018年2月実績)</small>	〔 + 1,175 市町村 187 市町村 〕	全市町村

※2019年度の計画を踏まえ、地方財政措置が講じられる予定。

# 児童虐待防止対策の強化

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）等に基づき、児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化等を図る。

## <児童虐待・DV対策等総合支援事業>

### 児童相談所設置促進事業【拡充】

児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用を拡充する。

### 児童相談所体制整備事業【新規・拡充】

- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化に伴い、夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して随時直接応じられるよう24時間対応強化のための体制を拡充する。
- 児童相談所と病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整（入所先、保護者、関係機関等との調整）を図るための職員を配置するための費用の補助を創設する。
- 子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいようSNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設する。

### 賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【新規】

一時保護専用施設を賃貸物件を活用して設置する際に、一時保護専用施設の設備基準を満たすために必要な改修費の一部を補助する。

### 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所等の職員の専門性向上のため、現在、東日本に1か所のみとなっている研修センターについて、事業を拡充し、西日本にも拠点を設ける。

### 児童福祉司等専門職採用活動支援事業【新規】

都道府県等が行う学生向けセミナー企画や、インターンシップ企画など、児童福祉司等の専門職の確保のための採用活動等に係る費用の補助を創設する。

### 児童相談所・市町村における体制強化

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、児童相談所や市区町村子ども家庭総合支援拠点の体制を強化する。

### 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業（仮称）【新規】

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施する。

### 市町村相談体制整備事業【新規・拡充】

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、開設準備経費への補助を創設するとともに、土日・夜間の運営費の補助を創設する。
  - 支援拠点を通じたレスパイトケア等の在宅での養育支援の充実を図る。
- (※) これらと併せて都道府県による市町村職員への研修事業を拡充し、専門性の向上を図る。

### 未就園児等全戸訪問事業（仮称）【新規】

児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を強化するため、未就園児等のいる家庭への全戸訪問を行う事業を創設する。

### 虐待防止のための情報共有システム構築事業（仮称）【新規】

市町村の関係部署や児童相談所等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

### 未成年後見人支援事業【要件緩和】

被後見人（子ども）の資産要件を1,000万円未満から1,700万円未満へ見直す。

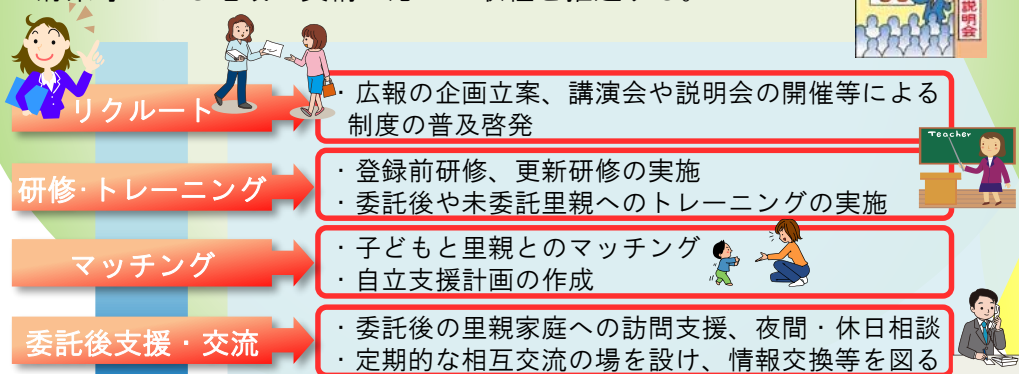
### 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化【新規】

必要な通告を行いやすい環境整備を行うために、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちちはやく）」を無料化する。（平成30年度2次補正予算）

# 家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

## 包括的な里親養育支援体制の構築

包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、里親リクルーターの配置及び委託児童数に応じた相談支援員の加配等により支援体制を拡充するとともに、フォスタリング業務（包括的里親養育支援）を担う職員の人材育成に向けた研修事業の創設等により、里親等委託を推進する。併せて、民間フォスタリング機関の積極活用や、養子縁組民間あっせん機関等を活用した養子縁組里親への支援など、都道府県等による地域の実情に応じた取組を推進する。



- ・ 児童入所施設措置費等1,317億円の内数
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業169億円の内数
- ・ 里親制度等広報啓発事業70百万円
- ・ 里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業32百万円
- ・ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業19百万円

## 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

- ・ 児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の推進を図るとともに、施設の職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進し、社会的養育体制の充実を図る。併せて、これを支える人材を育成するため研修事業を拡充する。
- ・ 児童養護施設・乳児院等の職員の人材確保に向けて、職員の処遇改善を図るとともに、補助職員の活用により、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担を軽減する。
- ・ 特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、全国展開を図るとともに、妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等を新たに補助対象に加える。
- ・ 施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成等により、小規模化かつ地域分散化に向けた取組を着実に実施する。

## 特別養子縁組の推進

心理療法担当職員を配置し、定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援体制の構築等、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、受審が義務化される第三者評価に要する費用を補助するとともに、養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者の負担軽減を図るなど、特別養子縁組を推進する。



### 実親や養親希望者等の負担軽減等に向けたモデル的な取組

- 児童相談所等の関係機関と連携した支援
- 特別な支援を要する子どものあっせん及び支援
- 心理療法担当職員の定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援
- 特定妊婦等に対する相談支援

民間あっせん機関を利用する養親希望者の手数料負担の軽減

## 自立支援の充実

里親や児童養護施設等の委託・入所者に対する自立に向けた支援の充実を図るため、学習塾費や通学費等を拡充するとともに、措置解除後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」について、高校卒業後に浪人した者等に対する学習塾費の支援など大学等への進学に向けた学習費や進学する際の支度費などの新たな補助等を行う。

## 1. 事業内容

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

### ①育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

### ②医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

### ③産前・産後母子支援事業

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターを配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。

- i 予期せぬ妊娠など妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。
- ii 相談等を通じて支援が必要な妊婦等を把握した時は、妊婦等の心身の状況や現在の生活状況を踏まえ、支援計画を作成する。
- iii 産前産後に必要となる妊娠相談、分娩、生活相談、住居支援について、既存資源の活用も含めて調整し、支援を提供する。
- iv 特定妊婦等や出産後の母と子に対して、一時保護委託等を受けることにより緊急的な住まいを提供し、看護師による専門性を活かした支援を実施するとともに、自立に向けた家事などの日常生活上の援助や住まいの確保に向けた支援等を行う。
- v 出産後、自ら子どもを育てることができない場合など、母親が希望する場合には、児童相談所と連携し、特別養子縁組に向けた支援を行う。

[拡充内容]

- ・2018年度まで実施していたモデル事業を全国展開 ※乳児院等多機能化推進事業に編入
- ・妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等を新たに補助対象に追加

## 2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

## 3. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

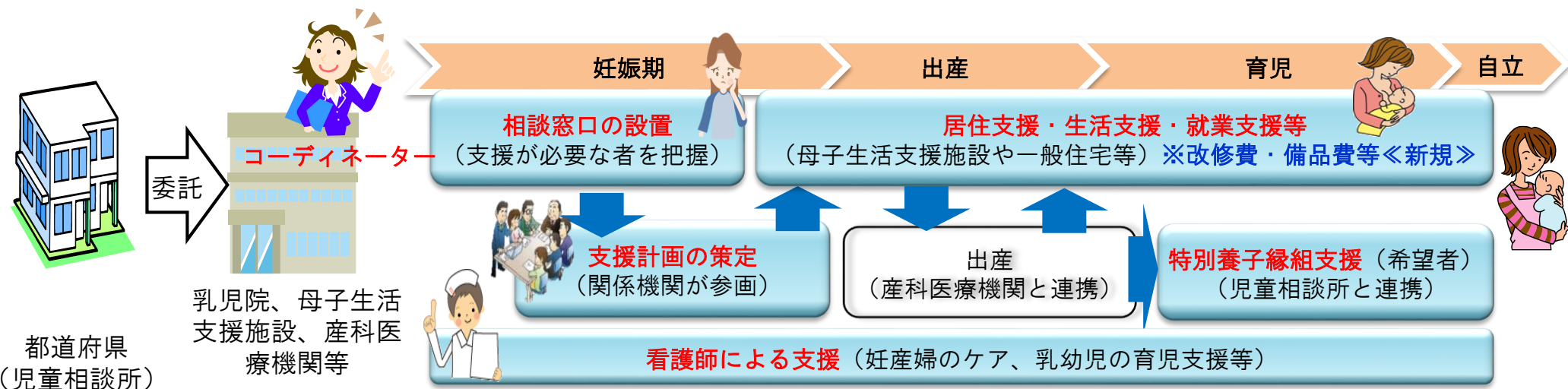
国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4 ※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合



## 4. 補助基準額（案）

①育児指導機能強化事業		4,887千円
②医療機関等連携強化事業		
i 連絡調整を担う職員		1,924千円
ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合		
ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合		2,060千円
イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合		4,833千円
ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合		6,257千円
③産前・産後母子支援事業		
i 支援コーディネーターの配置等	1か所当たり	7,068千円
ii 看護師の配置等	1か所当たり	4,838千円
補助職員を配置する場合	1か所当たり	1,059千円加算
iii 改修費・備品費等	1か所当たり	8,000千円 ≪新規≫

### ≪産前・産後母子支援事業≫



# 未就園児等全戸訪問事業（仮称）【新規】

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【目的】 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、児童虐待の早期発見・早期対応のため、地域の目が届かない未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進めることとされていることを踏まえ、各市町村における継続的な取組を支援する。

※「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）  
・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよう、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。

【事業内容】 以下の①及び②に該当する全ての児童を対象とした家庭訪問を実施し、養育環境の把握及び目視による児童の安全確認を行う。

- ① 未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用していない等により、関係機関による安全確認ができない児童
- ② 市町村教育委員会等が、学校への就学に係る事務の過程で把握した児童で通学していないもののうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお連絡・接触ができず、関係機関による安全確認ができない児童

【実施主体】 市町村

【補助基準額（案）】 家庭訪問1件当たり6千円  
（事務職員雇上費：1日当たり6,790円、民間団体へ委託する場合の事務費：564千円）

【補助率】 国：1／2、市町村：1／2

## 乳児家庭全戸訪問事業

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

養育支援が必要な家庭は継続的な支援につなぐ

## 未就園児等全戸訪問事業【創設】

- ・既存の事業に加え、養育支援の必要性の有無を問わず、地域の目が届かない未就園児等がいる家庭を訪問する事業を創設することにより、児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を強化する。



## 養育支援訪問事業

- ・妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭等で、訪問による養育支援が必要である家庭を対象とし、専門的相談支援や育児・家事援助を行う。

# 子育て短期支援事業

【平成31年度予算案】1,304億円の内数（子ども・子育て支援交付金（内閣府予算））

## 目的・概要

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合に子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育園、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。

### （１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内；必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

### （２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	711か所	745か所	764か所	845か所

夜間養護等（トワイライトステイ）事業				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	370か所	381か所	386か所	413か所

※平成26,27年度は実績ベース、平成28,29年度は交付決定ベース

## 実施体制・実施方法

- 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。
- 近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。
- ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。
- 保護者が子どもを預入先の施設等へ連れて行くことが困難である場合等において、自宅への訪問による子どもの預かりを実施するほか、入所期間中における通学時の安全確保のための付き添い支援を実施する。《新規》

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）（平成31年度）】

#### 1 運営費

##### （１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 2歳未満児、慢性疾患児	年間延べ日数×8,640円
イ 2歳以上児	年間延べ日数×4,730円
ウ 緊急一時保護の母親	年間延べ日数×1,200円
エ 訪問による児童の預かり、 通学時の付き添いの実施	実施日数×1,860円《新規》

##### （２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業	
（ア）基本分	年間延べ日数×900円
（イ）宿泊分	年間延べ日数×900円
イ 休日預かり事業	年間延べ日数×2,010円
ウ 訪問による児童の預かり、 通学時の付き添いの実施	実施日数×1,860円《新規》

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

# 児童相談所体制整備事業（医療連携支援コーディネーター配置事業（仮称））【新規】

【平成31年度予算案】 169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 【事業内容】

児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、子ども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。また、虐待対応件数の増加等を踏まえ、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられるよう対応協力員の配置を推進する。さらに、児童相談所とともに児童虐待対応に当たる市町村の対応力向上を図るため、都道府県（児童相談所）による市町村への支援を強化し、適切な役割分担の下に相互連携の促進を図る。

## 拡充内容

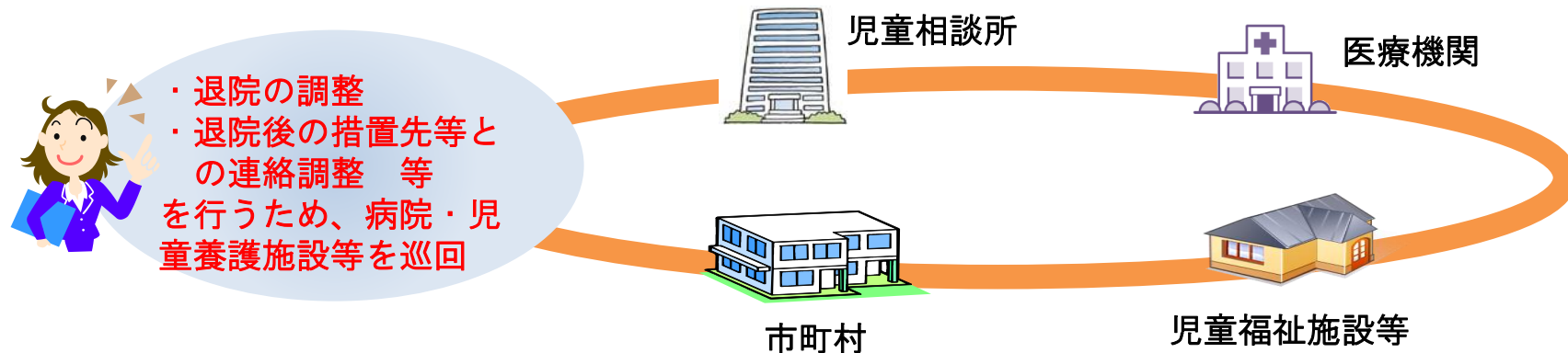
- ・ 虐待を受けて児童相談所が一時保護した子どもの中には、外傷等の治療を要するため、医療機関への委託一時保護を行う場合があるが、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限となるよう、速やかに適切な「生活の場」における専門的支援につなげていく必要がある。
- ・ このため、病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整（入所先、保護者、関係機関等との調整）を図るための職員を児童相談所に配置するための費用の補助を創設する。
- ・ なお、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）における児童虐待防止のための総合対策として「医療を必要とする子どもの保護の体制強化」を図る必要がある。

医療を必要とする子どもがより適切な環境で生活を送ることができるよう、①退院可能な子どもに対し、速やかに適切な支援を提供するため、児童相談所と医療機関、児童養護施設等との調整機能の強化、②退院後の受け皿確保、③心身の状況により入院が長期化せざるを得ない子どもの付き添い職員の配置等の取組を進める。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1児童相談所当たり 4,433千円（1名分の人件費・交通費）

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2





# 児童相談所体制整備事業（SNS等相談事業（仮称））【新規】

【平成31年度予算案】 169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 概要

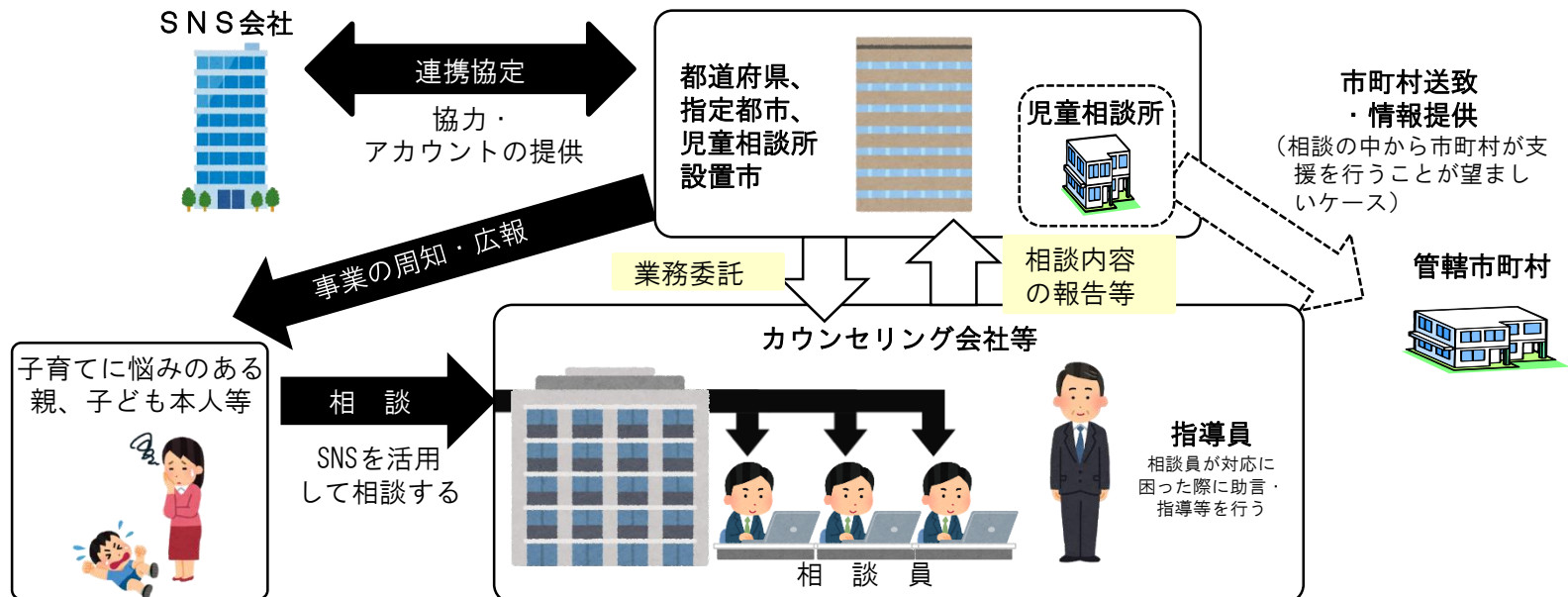
- 児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が、児童相談所に適切に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189」の運用及びコールセンターの運用に係る費用を計上するとともに、通告・相談の対応を行う児童相談所の相談体制を強化するため、夜間休日を問わず、24時間対応を行う体制を確保するための補助を拡充する必要がある。
- また、国会においても必要な通告が適切に行われるような相談窓口の利便性向上について指摘を受けている。
- なお、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）における児童虐待防止のための総合対策として「相談窓口等の周知・啓発の推進等」を図る必要がある。
  - 児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちばやく）」について、インターネットや政府広報などを通じて周知・啓発を図るとともに、接続率の向上や利便性の向上に取り組む。
- このため、現代の若者は電話よりもSNSを主要なコミュニケーションツールとしていることから、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談に対して、多くの方が利用するSNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 38,132千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

## 【イメージ図】



# 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化

【平成31年度予算案】 2億円 (児童相談体制整備事業)  
169億円の内数 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)  
【平成30年度補正予算(第2号)所要額】 7.9億円 (情報処理業務庁費)

## 事業目的・要求内容

児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が、児童相談所に適切に通告・相談ができるような環境整備を行うため、児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化に必要な費用を計上する。

## 沿革

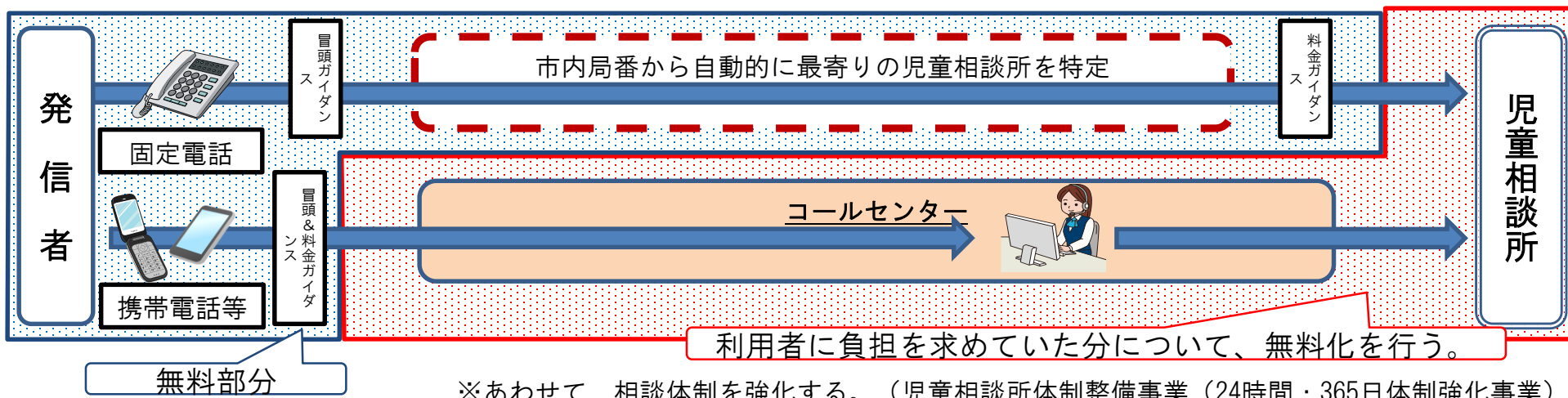
平成27年度 創設(「189」の運用開始)

※3桁化の初期費用(システム開発費、導入工事費、試験運用費)については、平成26年度補正予算に計上

平成28年度 音声ガイダンスの短縮等の改善

平成29年度 携帯電話等の入電についてオペレーターが対応するコールセンター方式を導入(平成30年2月～)

(イメージ)



※あわせて、相談体制を強化する。(児童相談所体制整備事業(24時間・365日体制強化事業))

# 児童福祉司等専門職採用活動支援事業（仮称）【新規】

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 【目的】

- 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）における緊急に実施する重点対策として「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定が盛り込まれ、同年12月に「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」において「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）が決定されたことに基づき、今後児童福祉司等の専門職を増員する必要がある。
- 大規模な増員であることから、新プランの目標達成に向け、国として都道府県等を支援するとともに取組を強力に進めるため、都道府県等が福祉系大学や専門学校、高校等との連絡調整や、学生向けセミナー企画やインターンシップ企画などを行い、児童福祉司等の専門職を確保するための非常勤職員の配置又は委託に必要な費用の補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 4,184千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

## 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント （平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

### 児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→	5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→	2,150人※1	+ 790人程度
保健師	100人※3	→	各児童相談所※2	+ 110人程度
合計	4,690人	→	7,620人	+ 2,930人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで ※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

### 市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

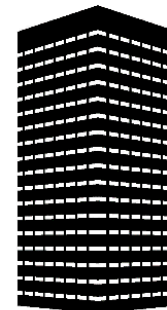
都道府県等



委託契約・連携



外部委託



### 【業務内容】

都道府県等と協力して、

- ・学生向けセミナー企画
- ・インターンシップ企画
- ・採用サイト企画・制作
- ・合同説明会ブース企画
- ・採用予定者に対する研修など、専門職を確保するための採用活動等を行う。

# 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業【拡充】

【平成31年度予算案】 169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 事業概要

- ・ 都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町村子ども家庭支援担当職員等を対象として、新任時研修や現任研修等を企画し、実施するとともに、各種研修等への参加を促進する。
- 都道府県が市町村職員を対象とする研修の実施回数の増加を図る。

## 拡充内容

### 【目的】

- ・ 平成28年児童福祉法改正において、市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化された。
- ・ さらに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の強化等に取り組むこととしており、市町村においても適切な相談支援等が行えるよう、専門性を有する人材の養成に取り組まなければならない。
- ・ このため、市町村の体制強化を図るとともに、専門性の向上を図ることが必要であることから、「児童相談所及び市町村職員専門性強化事業」を拡充し、市町村職員に対し、個別のケースに対応する能力を強化するための知識・技能の向上やノウハウの共有等を行う研修の取組を強化する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額（案）】 1,511千円 ※予算上の研修実施回数を4回→12回に増加

【補助率】 国：1／2、都道府県：1／2



# 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 概要

### 【目的】

- ・ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく児童相談所及び市町村の体制強化に当たって、児童福祉司等の専門職を確保するとともに、専門職の専門性強化を図る必要がある。
- ・ このため、子どもの虹情報研修センター（横浜市）に加え、西日本においても研修を実施する拠点を設けることができるよう、虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充する。

【実施主体】横浜市、西日本1か所（事業を適切に実施することができる自治体を選定）

【補助基準額（案）】 186,228千円（横浜市）、72,944千円（西日本における研修拠点分）（創設）

【補助率】定額（国：10/10相当）

（参考）子どもの虹情報研修センター（神奈川県横浜市戸塚区汲沢町983番地）

### ○運営主体

横浜市が所管する社会福祉法人横浜博萌会

### ○事業内容

- ・ インターネット等を利用した児童虐待及び非行等の思春期問題に関する情報の収集・提供
- ・ 児童相談所などの専門機関から虐待問題等に関する専門的な相談
- ・ 児童虐待対応機関職員の研修の実施
- ・ 児童福祉施設での臨床研究と連携した研究
- ・ その他、必要と認められる事業

# 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

【平成31年度予算案】 169億円の内数（児童虐待・DV対策総合支援事業）

- ◆ 平成28年の児童福祉法の改正において、市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされたことを踏まえ、平成29年度予算で「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業」を創設。
- ◆ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、2022年度までに全ての市町村に「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が設置されることを目指す。

※ 子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員のうち、常勤配置を必須としている職員の人件費は新たに地方財政措置が行われる予定。

## ① 開設準備への支援

- ・ 開設準備を行っている期間における人件費や改修費に対する補助の創設  
【補助基準額（案）】 1か所当たり：7,678千円

## ② 夜間や土日の運営費支援

- ・ 夜間や土日・祝日に開所している支援拠点に対し、開所時間に応じた運営費を加算する仕組みを創設

（参考）支援拠点に対する運営費の補助単価の例（平成30年度）

中規模型支援拠点：1か所当たり 20,873,000円 ※児童人口概ね2.2万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）

大規模型支援拠点：1か所当たり 38,701,000円 ※児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）

（※）現在は、開所時間に関わりなく、規模に応じて単価を設定。

## ③ 専門性の向上

- ・ 専門的事項に対応する医師や弁護士等の嘱託費用等に対する補助を創設  
【補助基準額（案）】 1か所当たり：360千円（30,000円×12月）

【実施主体】 市区町村

【補助率】 国：1/2、市区町村：1/2

# 市区町村子ども家庭総合支援拠点における支援メニューの充実【新規】

【平成31年度予算案】 169億円の内数（児童虐待・DV対策総合支援事業）

## 目的

- 平成28年児童福祉法改正において、国・地方公共団体は、児童が家庭で健やかに養育されるよう保護者を支援するものとされるとともに、児童虐待対応に関して、都道府県と市町村の役割と責任の明確化を図り、市町村は身近な場所で継続的な支援を行うため、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」（以下「支援拠点」という。）の整備を進めていくこととされた。
- 支援拠点では、児童虐待対応に関して、身近な場所で必要な情報の把握、通所・在宅支援を中心とした専門相談、子どもと保護者に寄り添った継続的なソーシャルワーク業務等による支援を行うこととされている。
- しかし、子育て支援事業を活用した支援については、支援拠点での相談対応後、速やかにレスパイトのための子どもの預かり等を行う事業が十分に実施されておらず、在宅における養育支援の充実を図ることが課題となっている。
- このため、支援拠点を通じて提供することができる支援メニューを充実させ、地域の実情に応じた取組の実施を促すことにより、児童虐待防止対策の強化を図る。

## 事業概要

### 【事業内容】

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」において、相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ等の事業の利用も組み合わせて支援できるよう、支援拠点を通じた在宅支援を実施するために必要な費用を補助する。

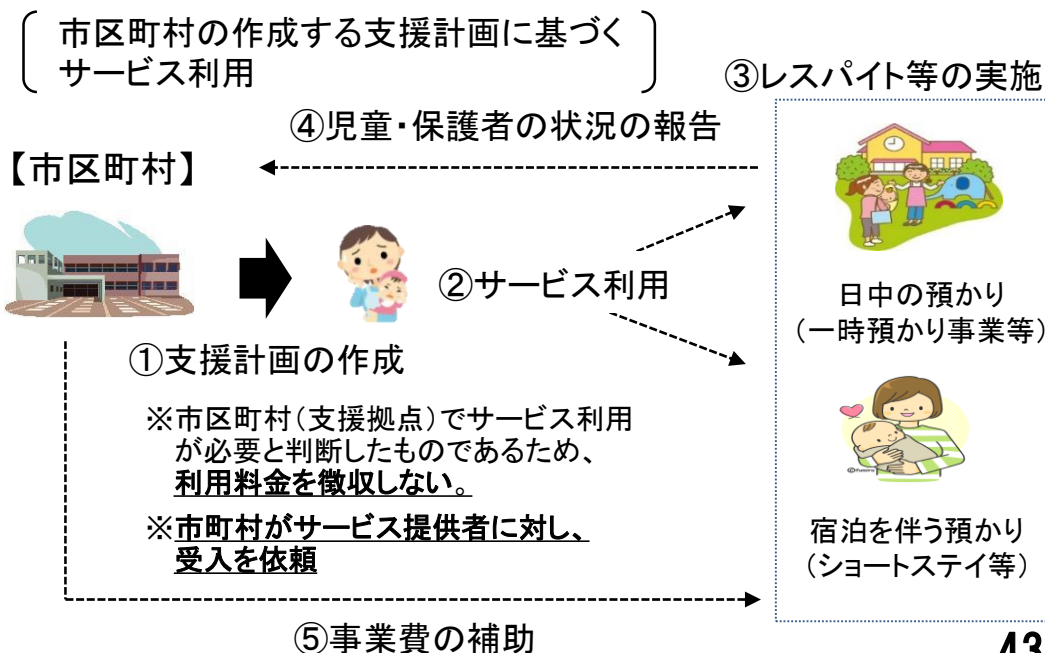
### 【補助基準額(案)】

支援拠点を通じた一預かり事業等の実施に要する費用を補助。（事業量に応じた補助単価を設定予定）

【実施主体】 市区町村

【補助率】 国：1／2、市区町村：1／2

## 事業イメージ



# 虐待防止のための情報共有システム構築事業（仮称）【新規】

【平成31年度予算案】 169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 目的

- 児童虐待の早期発見・早期対応のためには、関係機関の連携の強化が重要であり、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」では、「要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるためのICTを活用したシステム整備の促進」が盛り込まれている。
  - 特に、児童相談所（都道府県）とその管内の市区町村は、児童虐待への対応に関し、日常的にやり取りを行っているため、システムを活用することにより、情報共有の効率化が図られるとともに、適切な対応を速やかに行うことができるよう、都道府県内での児童相談所と市区町村の情報共有を行うためのシステムの構築に要する費用を補助する。
- ※ 平成30年度調査研究事業（要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究）において、情報共有システムの標準的な内容を整理したガイドライン及びモデル的なシステムの例を作成する予定。

## 実施主体

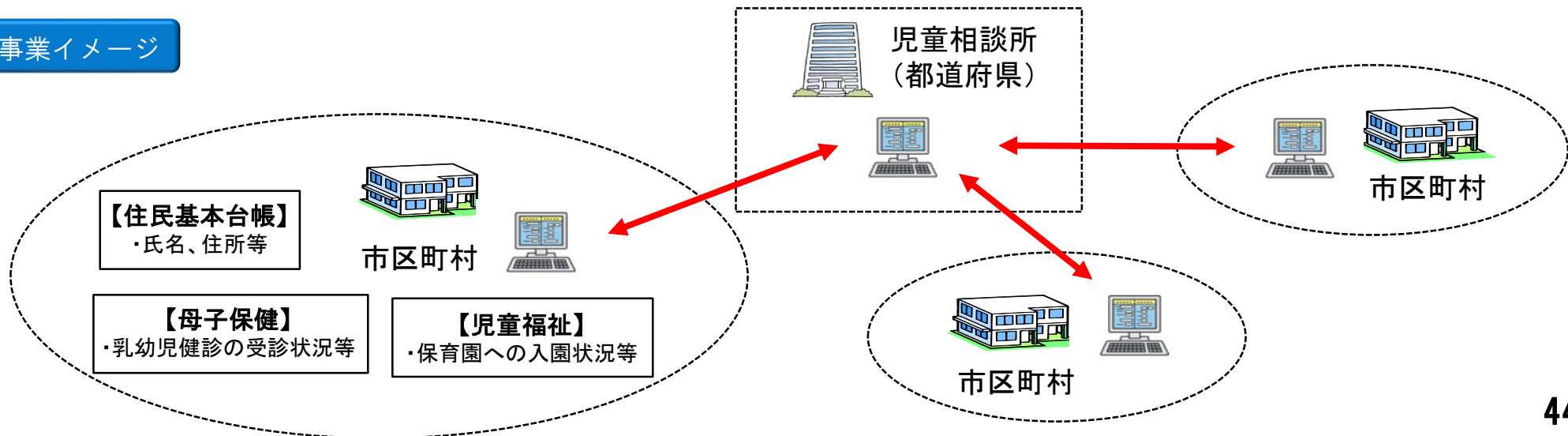
都道府県、市区町村

## 補助率等

【補助基準額（案）】 1自治体当たり40,000千円

【補助率】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

## 事業イメージ





# 賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業（仮称）【新規】

【平成31年度予算案】 169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 概要

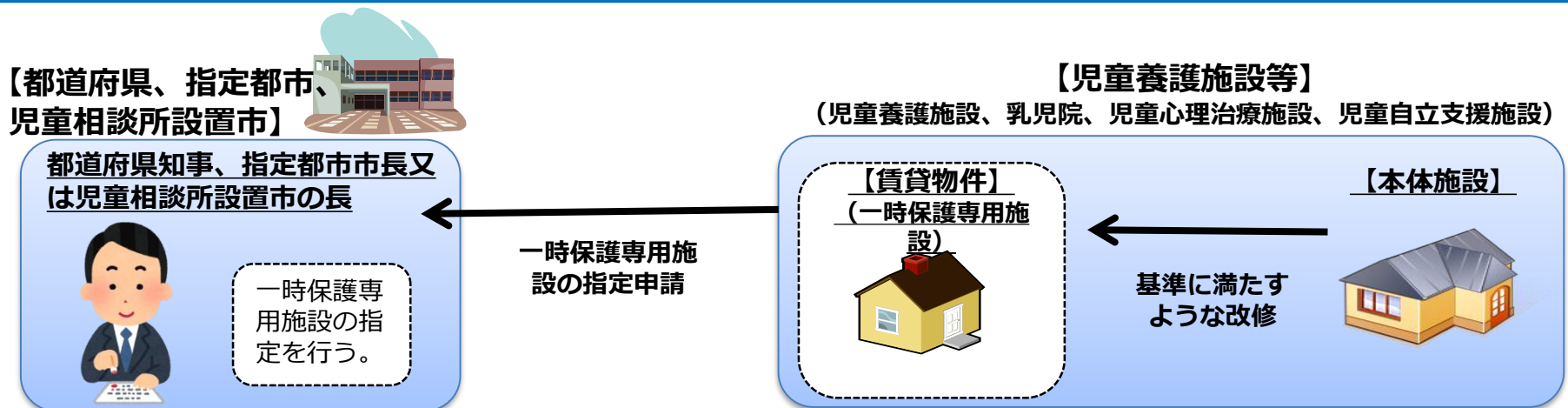
### 【目的】

- 一時保護を行う際は、一人ひとりの子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。このため、一時保護については、一時保護所において必要な一時保護に対応するための定員設定・整備を行うことのほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用すること等により、適切な支援を確保する必要がある。
- また、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）における児童虐待防止のための総合対策として「適切な一時保護の実施」を図る必要がある。
  - 一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設（児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。）の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよう、環境整備を進める。
- 一時保護専用施設を賃貸物件を活用して設置する際に、一時保護専用施設の設備基準を満たすために必要な改修費の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1施設当たり 16,000千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2



# 児童相談所一時保護所の整備費の充実(次世代育成支援対策施設整備交付金)

【平成31年度予算案】157億円の内数(次世代育成支援対策施設整備交付金)

## 1. 要求要旨

- 中核市や特別区が新たに児童相談所を設置する場合には、一時保護所(子どもを一時的に保護する施設)の整備もあわせて行うこととなるため、児童相談所の設置を促進するため、一時保護所の整備への支援が必要。
- また、一時保護所に入所する子どもについては年齢が様々であり、保護を要する背景も虐待・非行など様々であることから、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を確保するための環境整備もあわせて行うことが必要。

## 2. 要求内容

- ① 新たに児童相談所設置市になる中核市及び特別区が一時保護所を設置する場合において、先駆的な取組として、年齢、性別、入所事由(虐待、非行等)、その他個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような、施設整備を行う場合の補助単価の加算について、単価の引上げを行う。

【実施主体】中核市・特別区 【補助率】1/2

- ② 中核市及び特別区以外の都道府県・指定都市・児童相談所設置市が、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような、施設整備を行う場合の補助単価の加算を創設する。

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市 【補助率】1/2

【加算要件(以下のいずれかの要件を満たす場合は1人当たり439点、以下の2つ以上の要件を満たす場合は874点)※1点=千円】

- ① 個別処遇が必要な児童数の見込みに応じた個室を整備した場合。
- ② ユニット化による小規模な生活空間を整備した場合。
- ③ 子どもの入所事由等による生活空間を構造上分離した場合。(出入り口を含め、相互に出入りできないような構造上の分離)
- ④ 摂食障害やLGBTなど、個別に配慮が必要な子どもに対応できるスペース(食事スペース・浴室等)を整備した場合。
- ⑤ その他、年齢や入所事由等に応じた個別の対応が可能となる環境を整備した場合。

# 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業（仮称）【新規】

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 【現状・課題】

児童相談所の一時保護等の措置に対して親権者等は異議申立てを行うことができるが、子ども自ら異議申立てを行うことは困難であり、また、児童相談所の支援を受ける子どもたちが、自らの意見を表明することも困難であることから、子どもの権利擁護の仕組みの構築が求められている。

※平成28年度児童福祉法等改正法の参議院附帯決議

「自分から声を上げられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること」

※「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

「都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドラインを年度内に作成し、子どもの権利擁護を推進する。」

## 【事業内容】

電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るためのモデル事業を創設する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】1自治体当たり：8,175千円

【補助率】定額（国：10/10相当）

## <取組例>

子ども

訴え・通報



(例)

- ・児童相談所に保護を求めたが、手続きを進めてくれない。
- ・一時保護中に、指導員の不適切な言動があった。

○子どもの権利擁護電話相談

子どもからの相談に対して相談内容に応じたアドバイスを実施。必要に応じて権利擁護専門員による面接相談に引き継ぎ。



○子どもの権利擁護専門員による子どもとの面接

権利侵害の事実の調査、助言・調整の実施



他機関紹介

協力

事例の協議、対応結果報告

関係機関（児童相談所、福祉事務所、児童委員等）

調査

助言・調整

必要に応じ、事案の付議

行政



施設



家庭



児童福祉審議会

全国的に子どもの権利擁護に係る体制の構築を進めるため、ガイドラインに基づく仕組みのモデル的な実施を支援

# 里親養育包括支援（フォスタリング）事業

## 1. 事業内容

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

### ①里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

### ②里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。

### ③里親委託推進等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもの自立に向けて、子どもや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。

### ④里親訪問等支援事業

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。

### ⑤共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

## 2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（設置予定市区）（民間団体等に委託して実施することも可）

## 3. 補助基準額（案）

別添参照

## 4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2





都道府県  
(児童相談所)



リクルート、研修、マッチング、支援等を通じた一貫した里親支援体制

統括責任者<<常勤>>

リクルート

- ・ 広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発

里親リクルーター<<常勤>>、リクルーター補助員<<非常勤>>

研修・トレーニング

- ・ 登録前研修、更新研修の実施
- ・ 委託後や未委託里親へのトレーニングの実施

里親トレーナー<<常勤又は非常勤>>

マッチング

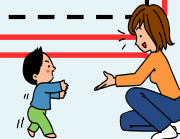
- ・ 子どもと里親とのマッチング
- ・ 自立支援計画の作成

里親等委託調整員<<常勤>>、委託調整補助員<<非常勤>>

委託後支援・交流

- ・ 委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談
- ・ 定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る

里親等相談支援員<<常勤>>、相談支援員補助員<<非常勤>>、  
心理訪問支援員<<常勤又は非常勤>>



事業の全部又は一部を委託可能



社会福祉法人  
NPO 等

# 里親支援事業 ⇒ フォスタリング機関（里親養育包括支援）事業 の再編イメージ

・**統括責任者<常勤>**  
 ※業務を統括する責任者（3つ以上の事業を実施する場合に加算）

## ①里親制度等普及促進・里親リクルート事業

- ・講演会や説明会の開催等による普及啓発・開拓
- ・**里親リクルーター<常勤>**  
 ※制度の周知及び候補者の獲得に向けたリクルート活動を実施
- ・**リクルーター補助員<非常勤>**  
 ※里親リクルーターの補助（新規里親登録数に応じて加算）

## ②里親研修・トレーニング等事業

- ・里親に対する登録前・更新研修の実施
- ・**委託中・未委託里親へのトレーニングの実施**（事例検討・ロールプレイ、里親宅での実習等）
- ・**フォスタリング機関職員の研修受講を促進するための費用（研修旅費、代替要員費）を補助**
- ・**里親トレーナー<常勤的非常勤⇒常勤を置いた場合に加算>**  
 ※登録前・更新研修の実施、委託中・未委託里親に対する事例検証や実習等の養育技術の向上に向けた取組を実施

## ③里親委託推進等事業

- ・子どもと里親とのマッチング
- ・里親又はファミリーホームに委託された子どもに係る自立支援計画の作成、見直し
- ・**里親等委託調整員<常勤>**  
 ※里親支援事業全体の企画及び里親等と施設、関係機関との円滑な調整、自立支援計画作成等を実施
- ・**委託調整補助員<非常勤>**  
 ※里親等委託調整員の補助（新規里親委託件数に応じて加算）

## ④里親訪問等支援事業

- ・委託後の里親家庭への訪問支援
- ・定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る
- ・共働きの里親家庭が相談しやすい、夜間や土日の相談支援体制の整備
- ・**里親等相談支援員<常勤>**  
 ※里親からの相談や、定期的な訪問により子どもの状態の把握や里親等への指導を実施
- ・**相談支援員補助員<非常勤>**  
 ※里親等相談支援員の補助（里親等委託児童数に応じて加算）
- ・**心理訪問支援員<常勤又は非常勤>**  
 ※特に専門性の高い支援が必要な子どもに対して、心理面からの訪問支援を実施

## ⑤共働き家庭里親委託促進事業

## ①里親制度等普及促進事業

- ・講演会や説明会の開催等による普及啓発・開拓
- ・里親に対する登録前・更新研修の実施

## ②里親委託推進等事業

- ・子どもと里親とのマッチング
- ・里親又はファミリーホームに委託された子どもに係る自立支援計画の作成、見直し
- ・**里親等委託調整員<常勤>**  
 ※里親支援事業全体の企画及び里親等と施設、関係機関との円滑な調整、自立支援計画作成等を実施
- ・**委託調整補助員<非常勤>**  
 ※里親等委託調整員の補助（新規里親委託件数に応じて加算）

## ③里親トレーニング事業

- ・未委託里親へのトレーニングの実施（事例検討・ロールプレイ、里親宅での実習等）
- ・**里親トレーナー<常勤的非常勤（2人）>**  
 ※未委託里親に対する事例検証や実習等の養育技術の向上に向けた取組を実施

## ④里親訪問等支援事業

- ・委託後の里親家庭への訪問支援
- ・定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る
- ・**里親等相談支援員<常勤>**  
 ※里親からの相談や、定期的な訪問により子どもの状態の把握や里親等への指導を実施
- ・**心理訪問支援員<常勤又は非常勤>**  
 ※特に専門性の高い支援が必要な子どもに対して、心理面からの訪問支援を実施

## ⑤共働き家庭里親委託促進事業

- ・共働きの里親家庭が相談しやすい、夜間や土日の相談支援体制の整備
- ・独自の休暇制度の導入等の両立支援策を企画し、民間企業へ委託して実践・分析・検証を実施

## 【拡充内容】

- 事業の再編及び名称を変更
    - 研修事業・トレーニング事業を整理・統合
    - 共働き家庭里親委託促進事業から、夜間や土日の相談支援体制の整備事業を里親訪問等支援事業に編入
    - 名称を「里親支援事業」から「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」に変更
  - 里親制度等普及促進・里親リクルート事業
    - 里親の開拓等を担うリクルーターの配置（常勤1人＋非常勤（新規里親登録数に応じて加算））
    - 補助単位を、「都道府県等」から「か所払い（フォスタリング機関単位・児童相談所設置単位）」に変更
  - 里親研修・トレーニング等事業
    - 里親トレーナーについて、常勤職員を配置した場合に加算（現行は非常勤）
    - 現在、研修の対象とされていない委託中の里親に対する研修を追加
    - フォスタリング機関職員の研修受講を促進するため、研修旅費・研修代替要員費を追加
  - 里親訪問等支援事業
    - 里親等委託児童数に応じて相談支援員補助員（非常勤）を加配
  - 統括責任者の配置
    - フォスタリング業務を包括的（3事業以上（\*のうち3事業以上））に実施している場合に統括責任者を配置
      - \*①里親制度等普及促進・里親リクルート事業、②里親研修・トレーニング等事業、③里親委託推進等事業、④里親訪問等支援事業
- （運用改善）・中核市・特別区の児童相談所設置に向けて、実施主体に「児童相談所を設置予定の市区」を追加
- ・養子縁組里親等の支援について、養子縁組民間あっせん機関に委託可能であることを明確化

# 里親養育包括支援（フォスタリング）事業補助基準額（案）

2018年度

2019年度

里親制度等普及促進事業 4,581千円

## 統括責任者加算

5,781千円

里親制度等普及促進・里親リクルート事業

都道府県等が実施する場合

1,966千円

委託して実施する場合

1,311千円

## 里親リクルーター配置加算

5,643千円加算

### 新規里親登録件数

15件以上25件未満

1,239千円加算

25件以上35件未満

1,771千円加算

35件以上

2,304千円加算

里親トレーニング事業 7,447千円

里親研修・トレーニング等事業

都道府県等が実施する場合

7,493千円

委託して実施する場合

4,996千円

## 里親トレーナー配置加算（常勤）

5,342千円加算

里親トレーナー配置加算（非常勤）

2,603千円加算

## 研修代替要員費（1人当たり）

37千円

里親委託推進等事業 6,320千円

里親委託推進等事業

6,384千円

新規里親委託件数

新規里親委託件数

15件以上30件未満

15件以上30件未満

1,059千円加算

30件以上45件未満

30件以上45件未満

2,792千円加算

45件以上

45件以上

3,835千円加算

里親訪問等支援事業 9,712千円

里親訪問等支援事業

9,575千円

## 里親等委託児童数

20人以上40人未満

2,227千円加算

40人以上60人未満

4,125千円加算

60人以上80人未満

7,436千円加算

80人以上

10,040千円加算

心理訪問支援員配置加算（常勤） 4,999千円加算

心理訪問支援員配置加算（常勤） 5,003千円加算

心理訪問支援員配置加算（非常勤） 1,552千円加算

心理訪問支援員配置加算（非常勤） 1,552千円加算

## 面会交流支援加算

2,194千円加算

## 夜間・土日相談対応強化加算

2,815千円加算

共働き家庭里親委託促進事業 5,536千円

共働き家庭里親委託促進事業

3,747千円 **52**



【平成31年度予算案】32百万円（里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業費補助金）

## 1. 事業内容

包括的な里親養育支援体制の構築に向け、どの地域においても、質の高い里親養育を実現するため、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて構築していくことが求められる。

このような体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォスタリング業務を担う職員の人材育成を進める。

（主な業務内容）

- ①研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等） ※2018年度の調査研究により、研修カリキュラムを策定予定
- ②開催場所の選定（地域ブロック単位で実施）
- ③講師の選定・招聘
- ④研修の開催案内及び参加希望者の募集
- ⑤研修会の実施
- ⑥修了証の交付、修了者名簿の作成

## 2. 実施主体

法人（公募により選定）

## 3. 補助率

国：定額（10/10相当）

※別途、里親養育包括支援（フォスタリング）事業により、参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助。

## 1. 事業内容

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

民間養子縁組あっせん機関に対して、人材育成を進めるための研修の受講費用、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に伴い対応が必要な第三者評価受審費用等を助成するとともに、実親や養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。併せて、養親希望者の負担軽減を図る。

### ①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

#### i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業

養子縁組あっせん責任者研修及び民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修に参加するための、旅費及び研修代替要員費、参加費用について補助

#### ii 第三者評価受審促進事業<<新規>>

養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用について補助

### ②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 ※公募により選定

#### i 養親希望者等支援モデル事業

児童相談所等の関係機関と連携し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けた支援体制を構築

#### ii 障害児等支援モデル事業

障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築

#### iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業<<新規>>

心理療法担当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

#### iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業<<新規>>

産科医療機関とも連携して特定妊婦からの相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への支援体制を構築

### ③養親希望者手数料負担軽減事業<<新規>>

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、児童相談所が関与する養子縁組里親とのバランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減する。

## 2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

### 3. 補助基準額（案）

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業				
i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業	受講者1人当たり		53千円	
ii 第三者評価受審促進事業	1か所当たり		300千円	《新規》
②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業				
i 養親希望者等支援モデル事業	1か所当たり	4,183千円	→ 4,551千円	
ii 障害児等支援モデル事業	1か所当たり	2,484千円	→ 2,942千円	
iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業	1か所当たり	0千円	→ 6,072千円	《新規》
iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業	1か所当たり	0千円	→ 6,244千円	《新規》
③養親希望者手数料負担軽減事業	1人当たり	30万円	を上限	《新規》

### 4. 予算か所数

※養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

i 養親希望者等支援モデル事業	15か所
ii 障害児等支援モデル事業	10か所
iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業	15か所《新規》
iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業	10か所《新規》

### 5. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

（参考）2018年10月1日現在：11事業者（許可を受けた事業者数）※左記の他、許可申請中の事業者有り。

#### 実親や養親希望者等の負担軽減等に向けたモデル的な取組

- 児童相談所等の関係機関と連携した支援
- 特別な支援を要する子どものあっせん及び支援

- 心理療法担当職員の定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援《新規》
- 特定妊婦等に対する相談支援《新規》

民間あっせん機関を利用する養親希望者の手数料負担の軽減《新規》

# 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

## 1. 事業内容

【平成31年度予算案】19百万円（養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金）

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

### ①養子縁組あっせん責任者研修

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第18条に掲げる厚生労働大臣が認める研修として、養子縁組あっせん責任者研修を実施。

### ②養子縁組あっせん機関等職員研修

民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせん業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施。

## 2. 実施主体

法人（公募により選定）

## 3. 補助率

国：定額（10/10相当）

※別途、参加者より参加費用を徴収（あっせん機関に対しては、特別養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該参加費用を補助）

## 参 考

### ＜「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（抜粋）＞

第二十二條 国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあっせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。

#### 第三十六條

2 養子縁組あっせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であつて養子縁組あっせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

### ＜「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」附帯決議（抜粋）＞

五 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り方について検討を行うこと。

【平成31年度予算案】70百万円（里親制度等広報啓発事業費補助金）

## 1. 事業内容

- ① 里親制度の普及促進を図るため、年間を通じて、また、毎年10月に実施される里親月間（里親を求める運動）においては特に集中的に、里親制度（以下「家庭養護」という。）に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- ② 特別養子縁組制度の普及促進を図るため、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うとともに、許可された民間あっせん事業者と協働した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。

（広報啓発内容）

- i ポスター・リーフレットの作成・配付
- ii インターネット広告を活用した普及啓発
- iii 新聞広告を活用した普及啓発

※民間事業者等の提案により具体的な広報啓発内容を決定。

## 2. 実施主体

法人（公募により選定）

## 3. 補助率

国：定額（10／10相当）



# 児童家庭支援センター運営等事業

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 事業内容

### ①児童家庭支援センター運営事業

- ・ 虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ 子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

[運用改善]

- ・ 事業費の補助基準額について、活動実績に応じて重点的に配分

### ②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

### ③指導委託促進事業

現在、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童発見者からの通告があった場合等の児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

[運用改善]

- ・ 件数の算定方法を月単位に変更

## 2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

## 3. 補助基準額（案）

		(2018年度)		(2019年度)
①児童家庭支援センター運営事業				
事務費	常勤心理職配置の場合	11,485千円	→	11,526千円
	非常勤心理職配置の場合	7,650千円	→	7,687千円
事業費	件数区分に応じて	74千円～5,145千円	→	353千円～6,615千円
初度調弁費	1か所当たり	400千円	→	400千円
②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業	1か所当たり	1,067千円	→	1,068千円
③指導委託促進事業	1件当たり（月）	106千円	→	106千円

《運用改善》

《運用改善》

## 4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

## ○「事業費」補助基準額の見直し内容

①活動実績の多いセンターに、より重点的に配分されるよう基準額表を改定。

②訪問相談を行った場合の活動実績の評価を引上げ。

※件数区分の算定の際、「訪問相談」の評価を倍に引上げ。（訪問相談件数×2で算定）

(2018年度)

件数区分	基準額
50件～ 299件	74,000
300件～ 599件	441,000
600件～ 899件	1,103,000
900件～1,399件	2,057,000
1,400件～1,899件	2,792,000
1,900件～2,399件	3,527,000
2,400件～2,899件	4,262,000
2,900件～3,399件	4,997,000
3,400件以上	5,145,000



(2019年度)

件数区分	基準額
50件～ 599件	352,800
600件～ 899件	937,550
900件～1,399件	1,851,300
1,400件～1,899件	2,792,000
1,900件～2,399件	3,527,000
2,400件～2,899件	4,262,000
2,900件～3,399件	4,997,000
3,400件～3,899件	5,732,000
3,900件～4,399件	6,467,000
4,400件以上	6,615,000

# 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 事業内容

- ①短期研修  
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）
- ②長期研修  
一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。また、学生等の実習生を一定期間（2週間程度）受け入れ、実習指導を行い、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い施設体験を通して就労促進につなげる。なお、事業の実施に当たり、都道府県等に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。
- ③ 児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。◀新規▶

## 2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

## 3. 補助基準額（案）

①短期研修	宿泊あり	1人当たり	132,000円
	宿泊なし	1人当たり	73,000円
②長期研修	送り出し施設	1人当たり	1,050,000円
	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216,000円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,992,000円
	受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
	受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
③研修開催費	1自治体当たり（各施設種別単位）		2,443,000円◀新規▶

## 4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

# 児童養護施設等体制強化事業

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 事業内容

職員の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる児童養護施設等（※）に対して、補助職員の雇上費を補助することにより、施設の体制を強化し、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担軽減、就業継続・離職防止を図る。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム

（補助要件）

- ・ 短時間正社員制度の導入など、職員の雇用管理や職場環境の改善を積極的に行っている事業者であること
- ・ 児童指導員の任用資格の取得を目指す者であって、資格要件を満たした後も引き続き当該勤務施設又は他の社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム）で勤務を続ける意欲を持った者で、認可権者が認める者であること。（補助対象となる期間は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項第八号（高等学校卒業生等）に該当する者は2年、第十号（中学校卒業生等）に該当する者は3年を上限とする。）

## 2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

## 3. 補助基準額（案）

1か所当たり 3,833千円 ≪新規≫

## 4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4 ※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合

# 児童養護施設等におけるICT化等推進事業

平成30年度補正予算（第2号）所要額：6.8億円  
（児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金）

## 1. 事業目的・要求内容

児童養護施設等の職員の業務負担の軽減等を図るため、施設や都道府県等におけるICT化等の推進を図る。

### ①児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化推進事業

児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備を図る。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

### ②情報連携体制整備事業

一時保護委託中の子どもの情報等を都道府県（児童相談所）と施設間で一元管理できるシステム及びセキュリティ対策の導入など、ICT化により児童相談所と施設等の情報連携を円滑に実施するための機器等の整備を図る。

### ③児童相談所におけるICT化推進事業

子どもの情報等の管理をシステム化するなど、児童相談所の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務を軽減するため、児童相談所のICT化の推進に資する機器等の整備を図る。

### ④マイナンバー情報連携に係るシステム改修等

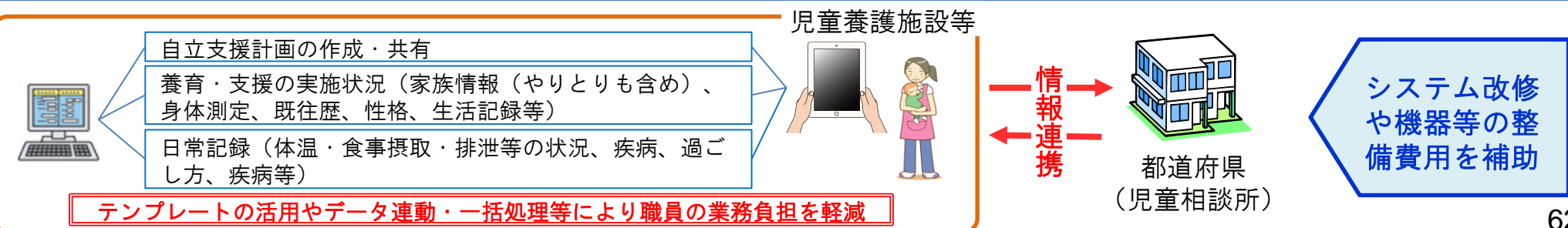
費用徴収に関する事務（児童入所施設措置費等、保育所措置費）について、マイナンバーによる情報連携によって、地方税関係情報の提供を受け、事務を処理することが可能となるよう、個人番号制度におけるデータ標準レイアウトの改正に必要となる自治体システムの改修等にかかる経費に対して補助を行う。（連携開始は2019年7月を予定。）

## 2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村、市区町村

## 3. 補助率

- ① 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4
- 国：1/2、都道府県：1/8、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4
- ② 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2
- ③ 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2
- ④ 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3





# 社会的養護自立支援事業等

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 事業内容

### ①社会的養護自立支援事業

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

[拡充内容]

- ・本事業による支援を受けながら、大学等への進学を希望する者に対して、以下の支援を行う。
  - 高校卒業後に浪人した者で進学の希望を引き続き持つ者等に対して、学習塾に通う費用等を支援
  - 4年制の定時制高校に通う場合や、やむを得ない事由による留年等により18歳到達後に高校等に通学する場合の授業料を支援
  - 本事業の支援を受けた後に、大学等へ進学する場合や就職する場合の支度費を支援
- ・対象者に母子生活支援施設に入所していた者で、18歳（保護の延長の場合は20歳）到達により保護を解除された者を追加

### ②身元保証人確保対策事業

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

## 2. 実施主体

- ①都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）※母子生活支援施設：市及び福祉事務所設置町村
- ②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

## 3. 補助基準額（案）

### ①社会的養護自立支援事業

- ・支援コーディネーター配置 1か所当たり 6,131千円
- ・居住費支援 1人当たり月額 里親86千円、ファミリーホーム173千円、児童養護施設309千円、児童心理治療施設439千円、児童自立支援施設417千円、自立援助ホーム224千円、母子生活支援施設105千円<<新規>>、一般住宅（就学後中退した者）50千円
- ・生活費支援 1人当たり月額 就学・就労をしていない者50,540円、就学している者11,020円、一般住宅（就学後中退した者）50,000円、児童用採暖費2,225円
- ・生活相談支援 1か所当たり 常勤2名以上配置12,150千円、左記以外8,913千円
- ・就労相談支援 1チーム当たり 5,732千円

・学習費等支援《新規》

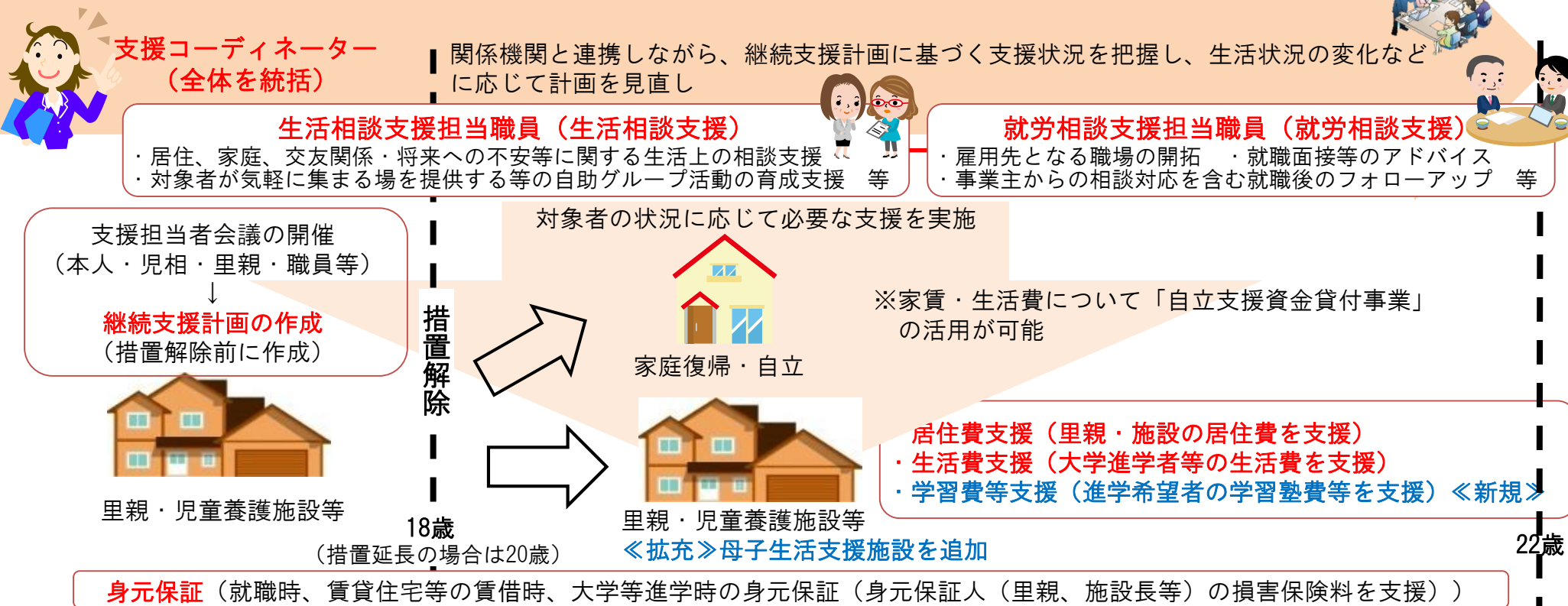
特別育成費	基本額	1人当たり月額	23,985円	資格取得等特別加算	1人当たり	56,570円
補習費		1人当たり月額	15,000円	補習費特別分	1人当たり月額	25,000円
就職支度費	一般分	1人当たり	81,260円	特別基準分	1人当たり	194,930円
大学進学等自立生活支度費	一般分	1人当たり	81,260円	特別基準分	1人当たり	194,930円

②身元保証人確保対策事業

・就職時の身元保証	年間保険料	10,560円
・賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料	19,152円
・大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料	10,560円

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2  
 国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4



【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 事業内容

大学等に就学している自立援助ホームの入居者について、必要に応じて22歳の年度末まで引き続き入居して継続した支援を行うため、20歳到達後から22歳の年度末までの間において行われる児童自立生活援助に要する費用について補助を行う。

- (1) 高等学校の生徒や大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること
- (2) 満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者
- (3) 満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた者
- (4) 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所又は里親・小規模住居型児童養育事業への委託の措置を解除された者その他都道府県知事が必要と認めた者

[拡充内容]

- ・高等学校等在学中の者に対して、大学等への進学に向けた学習塾に通う費用等を支援

## 2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

## 3. 補助基準額（案）

①生活費支援		1人当たり月額	11,020円			
②特別育成費	基本額	1人当たり月額	23,985円	資格取得等特別加算	1人当たり	56,570円
③児童用採暖費		1人当たり月額	363円			
④就職支度費	一般分	1人当たり	81,260円	特別基準分	1人当たり	194,930円
⑤大学進学等自立生活支度費	一般分	1人当たり	81,260円	特別基準分	1人当たり	194,930円
⑥補習費<<新規>>		1人当たり月額	15,000円	補習費特別分	1人当たり月額	25,000円

## 4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成30年度補正予算（第2号）所要額：20.3億円  
（児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金）

## 【事業目的・要求内容】

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を、また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うための貸付原資等を補助する。

## 【貸付対象者及び貸付額等】

- ①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。  
【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】  
【貸付期間：2年】
- ②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。  
【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】  
【貸付期間：正規修学年数】
- ③資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。  
【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

## 【貸付金の返還免除】

一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

## 【貸付事業の実施主体】

- ①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）
- ②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

## 【補助率】

- ①の場合 9/10（国9/10、都道府県1/10）
- ②の場合 定額（9/10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

# 児童入所施設措置費等国庫負担金

(平成30年度) (平成31年度予算案) 対前年度増減額  
126,647百万円 → 131,657百万円 (+5,010百万円)

## 1. 予算額の推移

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度予算案
予算額	107,613 【108,874】	114,003 【114,853】	122,716 【123,466】	126,647	131,657

※ 【 】内は補正後予算額等

## 2. 事業の目的

- 児童入所施設措置費等は、都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。

## 3. 補助根拠

法律補助（児童福祉法第53条）

## 4. 補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4※

※ 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合。市（指定都市、中核市含む）町村において保育の措置を実施する場合は市町村。



## 5. 拡充内容【主なもの】

### (1) 生活単位の小規模かつ地域分散化

項目	内容
児童養護施設における生活単位の小規模かつ地域分散化の推進	小規模グループケアの定員を引き下げることにより生活単位の小規模化を推進する。 ※既存の施設は当分の間経過措置を設ける 児童養護施設：6～8人 → 6人 児童心理治療施設：5～7人 → 5～6人
児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実	地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケアの養育体制の充実を図るため、職員を1名加配した場合の費用を支弁する。

### (2) 施設の高機能化

項目	内容
児童養護施設におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実	児童養護施設において、ケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設し、かつ、当該生活単位における養育体制の充実を図るため、職員を4名（非常勤含む）を配置した場合の費用を支弁する。 ※小規模グループケア加算との併用不可
乳児院におけるケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実	乳児院において、ケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実を図るため、職員を5名（非常勤含む）を配置した場合の費用を支弁する。 ※小規模グループケア加算との併用不可

### (3) 処遇改善

項目	内容
1%の処遇改善	児童養護施設等で働く保育士等に対して、平成29年度に行われた2%の処遇改善から、さらに1%の処遇改善を行う。

## 5. 拡充内容【主なもの】

### (4) 自立支援の充実

項目	内容
補習費（特別育成費）の拡充	児童養護施設等入所者の大学進学を推進するため、「特別育成費」の「補習費」を月額15,000円から月額20,000円（高校3年生については25,000円）に増額する。
通学費（特別育成費）の新設	児童養護施設等入所者の学習機会を確保するため、「特別育成費」に「通学費」を新設し、通学にかかる実費を支弁する。
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）における受託支度費の創設	自立援助ホームに入所する児童等が、速やかに生活基盤を整え、就労等の自立に繋げることができるよう、受託支度費を支弁する。 ※虐待等により保護者の援助が見込めない児童等に限る

### (5) 一時保護機能の強化

項目	内容
一時保護専用施設の確保の推進	一時保護専用施設を複数設置できるよう「一時保護実施特別加算」の要件を見直す。
一時保護専用施設に保護された障害児等の支援体制の充実	一時保護専用施設に保護された障害児等の支援体制の充実を図るため、「一時保護実施特別加算」に障害児等を受け入れた場合の加算を創設する。

### (6) その他

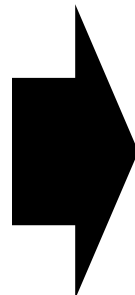
項目	内容
冷暖房費の創設	「冷暖房費」を創設し、夏期の冷房費用を支弁する ※これに伴い、事務用採暖費等を廃止する。

## I 小規模かつ地域分散化された生活単位における対応

≪児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位（分園）における職員配置≫

### (1) 分園型小規模グループケア

現状（～2018年度）	
定員	6～8人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的人員配置	（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算	→ 常勤1人、非常勤1人加配

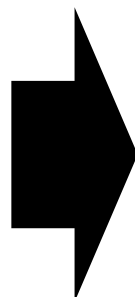


改善案（2019年度～）	
定員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1）
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的人員配置	（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算	→ 常勤1人、非常勤1人加配
地域分散化加算（仮称）	→ 常勤1人加配

**強化策① 小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実**  
 ≧小規模かつ地域分散化された生活単位（分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設）に常勤1人を加配

### (2) 地域小規模児童養護施設

現状（～2018年度）	
定員	6人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
人員配置	→ 常勤2人、非常勤2人



改善案（2019年度～）	
定員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1）
人員配置	→ 常勤2人、非常勤2人
地域分散化加算（仮称）	→ 常勤1人加配

## II 高機能化された生活単位における対応

### 《児童養護施設における高機能化された生活単位における職員配置》

#### 現状（～2018年度）

定員 6～8人\*

配置基準 概ね6：3（＝2：1）

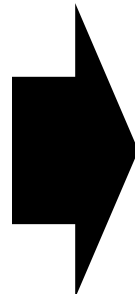
※定員6人（小学生以上）の場合

基本的人員配置（4：1）→ 常勤1.5人

小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配

\*現状、高機能化された生活単位（定員4人）に対応する予算措置無し

新設



#### 改善案（2019年度～）

定員：4人 《新設》

配置基準：概ね4：4（＝1：1）

人員配置 → 常勤3、非常勤2人

※新たに専門養育加算（仮称）を創設

強化策② ケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実

➢ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職と連携した類型（4人定員の生活単位）を新設

➢現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

### 《乳児院における高機能化された生活単位における職員配置》

#### 現状（～2018年度）

定員：4～6人

配置基準：概ね4：4（＝1：1）

※定員4人（0・1歳児）の場合

基本的人員配置（1.3：1）→ 常勤3人

小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配



#### 改善案（2019年度～）

定員：4人

配置基準：概ね4：5（＝0.8：1）

人員配置 → 常勤5人、非常勤1人

※新たに専門養育加算（仮称）を創設

強化策③ ケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実

➢現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

# 措置費による教育及び自立支援の経費の拡充（平成31年度予算案）

## 平成30年度

費目		経費の使途	支弁される額（平成30年度）
特別育成費	学用品費等	高等学校在学中における教育に必要な授業料、教科書代、 <b>通学費</b> 等 ※大学等の受験料も含む	国・公立高等学校：22,910円 私立高等学校：33,910円
	入学時特別加算	高等学校入学に際し必要な学用品費等の購入費	61,090円
	資格取得等特別加算	就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	56,570円
	補習費	学習塾等を利用した場合にかかる経費	<b>15,000円</b>
	補習費特別分	個別学習支援を受けた場合にかかる経費	25,000円

## 平成31年度

費目		経費の使途	支弁される額（平成31年度案）
特別育成費	学用品費等	高等学校在学中における教育に必要な授業料、教科書代等 ※大学等の受験料も含む	国・公立高等学校：22,910円 私立高等学校：33,910円
	<b>通学費</b>	<b>通学のための交通費</b>	<b>実費</b>
	入学時特別加算	高等学校入学に際し必要な学用品費等の購入費	61,090円
	資格取得等特別加算	就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	56,570円
	補習費	学習塾等を利用した場合にかかる経費	<b>20,000円（高校3年生は+5,000円）</b>
	補習費特別分	個別学習支援を受けた場合にかかる経費	25,000円



## (参考) 措置費による教育及び自立支援の経費

費目		経費の使途	支弁される額 (平成31年度案)
幼稚園費		幼稚園の就園に必要な経費	実費
教育費	学用品費等	義務教育に必要な学用品費 ※高校の受験料も含む	小学校：2, 170円 (月額/1人) 中学校：4, 300円 (月額/1人)
	教材代	教科書に準ずる正規の教材の購入費	実費
	通学費	通学のための交通費	実費
	部活動費	部活動に必要な道具代、遠征費等	実費
	学習塾費	学習塾に必要な授業料等	実費 ※中学生を対象
学校給食費		学校給食に必要な経費	実費
見学旅行費		見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	小学校6学年：21, 190円 中学校3学年：57, 290円 高等学校3学年：111, 290円
入進学支度金		入進学に際して必要な学用品等の購入費	小学校1学年：40, 600円 中学校1学年：47, 400円
特別育成費	学用品費等	高等学校在学中における教育に必要な授業料、教科書代等 ※大学等の受験料も含む	国・公立高等学校：22, 910円 私立高等学校：33, 910円
	通学費	通学のための交通費	実費
	入学時特別加算	高等学校入学に際し必要な学用品費等の購入費	61, 090円
	資格取得等特別加算	就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	56, 570円
	補習費	学習塾等を利用した場合にかかる経費	20, 000円 (高校3年生は+5, 000円)
	補習費特別分	個別学習支援を受けた場合にかかる経費	25, 000円
就職支度費	一般分	就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費	一般分：81, 260円 特別基準分：194, 930円 } 合計276, 190円
	特別分	就職に際し必要な住居費、生活費等	
大学進学等自立生活支度費	一般分	大学等への進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費	一般分：81, 260円 特別基準分：194, 930円 } 合計276, 190円
	特別分	大学等への進学に際し必要な住居費、生活費等	

# 民間児童養護施設等の職員の処遇改善

## 技能・経験に応じた処遇改善

支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善



職務分野別のリーダー的業務内容を評価した処遇改善



## 処遇改善

① 支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行う。  
→ 月額5千円の引上げ(④と合わせ1万円)  
→ 一定の研修を修了し、主任児童指導員、主任保育士等として発令

② 複数の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務内容を評価した処遇改善を行う。  
→ 月3万5千円の引上げ(④と合わせ4万円)  
→ 一定の研修を修了し、ユニットリーダー等として発令

③ 各々の職務分野でのリーダー的業務内容を評価した処遇改善を行う。  
→ (a)月額5千円、(b)1万5千円の引上げ(④と合わせ1万円又は2万円)  
→ 一定の研修を修了し、以下の職員として発令  
(a)家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等  
(b)小規模グループケアリーダー等

## 業務の困難さを評価した処遇改善

虐待や障害等のある子どもへの支援を本務とし夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善



④ 虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行う。  
→ 月額5千円の引上げ

## +6%等の処遇改善



⑤ +3%→+2%等→+1%=合計+6%等の処遇改善を実施する

# 民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

○ 平成27年度予算において民間児童養護施設等の平均3%の職員給与の改善を実施するとともに、平成29年度予算において児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さの評価に加え、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施。平成31年度予算案においてさらに1%の処遇改善を行う。

平成27年度

平均3%  
相当の  
処遇改善



2%\*の  
処遇改善

\* 里親手当  
は定額での  
改善

平成29年度

支援部門を統括する業務内容を  
評価した処遇改善

職務分野別のリーダー  
的業務内容を評価した  
処遇改善



施設長

基幹的職員

主任児童指導員・主任保育士

(月額5千円の処遇改善)  
(☆と合わせて1万円)

ユニットリーダー

(月額3万5千円の処遇改善)  
(☆と合わせて4万円)

小規模グループケアリーダー等

(月額1万5千円の処遇改善)  
(☆と合わせて2万円)

家庭支援専門相談員  
里親支援専門相談員 等

(月額5千円の処遇改善)  
(☆と合わせて1万円)

一定の研修を受講

児童指導員・保育士

☆夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善

※ 施設長及び基幹的職員を除く

(月額5千円の処遇改善)

平成31年度案

1%の  
処遇改善

